ふじのくに景観形成計画 進捗状況評価レポート

令和元年11月

静岡県

目 次

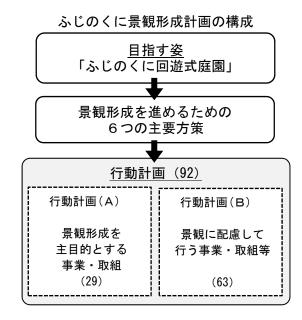
1	総括評価			 	 	 1
	(1)趣旨			 	 	 1
	(2)評価結果					
	(3) 今後の対応	芯		 	 	 2
2	2 個別評価			 	 	 3
	(1)行動計画	(A)評価結	果	 	 	 4
	(2)行動計画	(B)評価結	果	 	 	 61
3	その他の	事業・取組		 	 	 77
4	新たに追え	加する事業	• 取組	 	 	 83

1 総括評価

(1)趣旨

美しい県土づくりをさらに進めるため、 景観形成の目指す姿、主要方策、行動計画 等を示すとともに、これらが確実に実施さ れるよう体制や仕組み、ルールづくり等の マネジメントを重視した「ふじのくに景観 形成計画」を、平成29年3月に策定・公表 しました。(計画期間H29~H38)

本計画に位置付けた 92 の事業・取組の 平成 30 年度末現在の進捗状況について、 静岡県景観懇話会(有識者会議)から意見・ 提言をいただいた上、静岡県景観づくり推 進本部(庁内推進組織)において、評価を 実施し公表します。



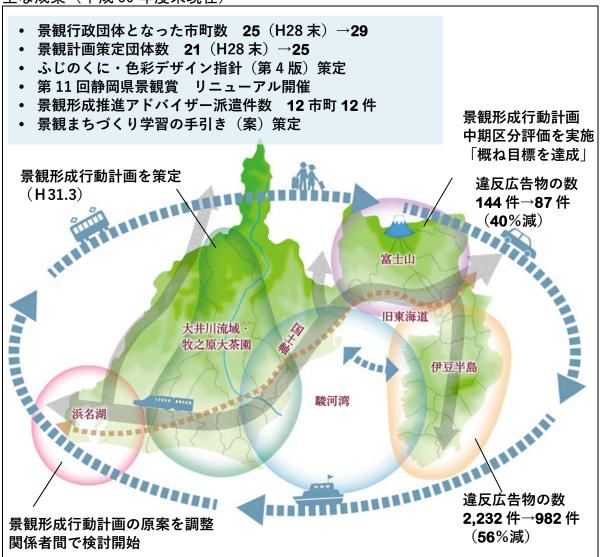
(2)評価結果

92 の事業・取組のうち、完了済みの事業・取組を除いた評価対象 90 の事業・取組のうち、1事業・取組は進捗に遅れが見られますが、2事業・取組はS、87事業・取組はAとなり、全体としては順調に進捗しているという評価結果となりました。

なお、進捗に遅れが見られる事業・取組についても、計画期間内には完了する予 定となっています。

評価区分	評価内容	件数
S	計画以上の進捗が得られている	2
А	計画どおり進捗している	87
В	進捗に遅れが見られるが計画期間*内に完了予定	1
С	進捗に遅れがあり計画期間*終了後に完了予定	0
_	当該年度(H30)計画なし	0
	合計	90

[※]ふじのくに景観形成計画の計画期間 (平成29年度~令和8年度) または、事業・取組のスケジュールで示されている計画期間のうち、短い期間の方



(3) 今後の対応

本計画に掲げた景観形成の目指す姿「ふじのくに回遊式庭園」の実現に向け、今回の評価で得られた要因分析結果や改善点等を踏まえ、景観形成を推進していきます。推進に当たっては、県民、事業者、市町等の多様な主体と今後も連携・協働して取り組みます。

特に、東京 2020 オリンピック・パラリンピックをマイルストーンとして、伊豆半島及び自転車ロードレースコース沿線等で取り組んでいる違反広告物対策等については、県と市が一体となって徹底した是正指導に取り組んでいきます。さらに、その成果を生かし、取組を全市町に広げていきます。

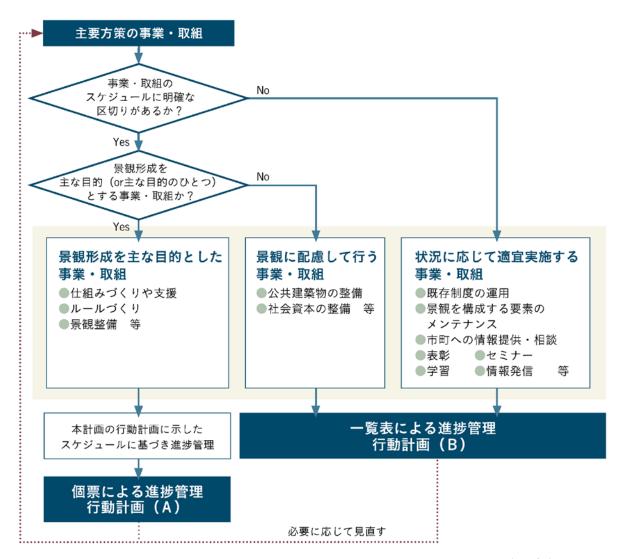
また、静岡県景観づくり推進本部のマネジメントのもと、引き続き、各部局は、主体的に景観形成に取り組みます。

なお、今回の評価結果は、県ホームページに公開するなど、県民に対して積極的 に広報していきます。

2 個別評価

(はじめに)

主要方策の事業・取組は、内容が多岐にわたるため、一律に進捗管理を行うのではなく、以下の選定フローに従って、進捗管理を行うこととしています。



(ふじのくに景観形成計画 89頁)

(1)行動計画(A)評価結果

評価対象の28の事業・取組のうち、2事業・取組(7.1%)は「S:計画以上の進捗が得られている」、25事業・取組(89.2%)は「A:計画どおり進捗している」という評価結果となりました。なお、1事業・取組(3.6%)は進捗に遅れが見られますが、計画期間内には完了する予定となっています。

次頁以降に事業・取組ごとの評価結果を示します。

行動計画(A)事業個票 番号 9、14 事業・取組名 伊豆半島における屋外広告物対策 平成30年度の実績・成果 広城景観形成をさらに加速させる 国内外に抑れる高質な公共協関を形成する ○違反広告物に対する徹底した是正指導 方策の展開 伊豆半島 屋外広告物の適正な規制・誘導 勢線道路沿いの違反広告物について、平成29年12月時点で、2,232件あった 違反広告物について、平成31年3月時点で、1,250件是正し、残9982件とな 口基本方針 □研究·検討 ■規制·誘導 った。是正率は56.0%(1,250件/2,232件)であり、経過期間割合55.6%(15か月 口事業における美観形成の推進 口子の他 /27 か月)を上回るベースである。 名 交通基盤部 担当課 景観まちづくり課 ○市の違反広告物の長正指導事務体制の強化 平成29年に、7市合計で1人工だった体制を、平成30年には、4.5人工に体 伊豆半島において、屋外広告物の設置を原則禁止とするととも に、違反広告物に対して徹底した是正指導を行う。 制を強化した(※実際の是正指導事務にかける時間を考慮して人工数を算定)。 果民や事業者の屋外広告物に対する意識を高めるため、優良な屋 ○屋外広告物対策を全県に広げる敢組 果内全市町において、高速道路のインターチェンジ周辺や景観形成上重要な箇 外広告物を顕彰する。 等を選定し、違反野立て看板の是正指導を始めた。 畳観形成に関する配慮事項、進め方 屋外広告物の設置を原則禁止とする方針のもと、設置に係る規制を強化する。 東京五輪までに、景観への影響が特に大きい「野立て増板」(案内回板、一般広 告) の違反をゼロにすることを目指す。 東京五輪後、残る自家広告物等の対策を推選する。 伊豆半島景観協議会において、違反是正数の目標設定(数値)・進捗管理を行う。 進捗状況は、静岡県屋外広告物審議会(有識者会議)に報告する。 [暴正前(图南町)] 市町別の進捗状況を随時公表し、敢組を促進する。 要因分析・改善点 (成果が得られた要因あるいは得られなかった要因、課題等) この取組を全県に広げ、良好な景観形成を推進する 5及び土木ごとの進捗状況を4半期ごとに公表すること ティブとすることができた。 事業・取組のスケジュール (3) 長期 是正が進むにつれて、屋外広告物業者及び広告主の「屋外広告物の掲出自体」 H29 H30 R1 R2 R3 についての影響に変化が出た (規制地域かどうかの確認が増えた等)。 協議会ワーキンググループで、是正指導事務のノウハウ (うまくいった事例等) 規制強化 を共有することで、是正指導が遅れている市をバックアップする体制ができた。 是正指導が遅れている市に対して、景観まちづくり課から体制強化のトップセ ールスを行い、組織として強力に推進する体制を構築した。 条例改正 既存不適格広告物の撤去 残る違反広告物は所有者不明などの困難操件が多く、WGで対応策について情 違反陽外広告物の易正指導 報共有を図りながら推進してい 現況調査 今後の予定 違反広告物の是正指導 () H30 完了 (O) 継続 違反広告物の是正指導に引き続き取り組み、本年度末までに 2,232 件の違反び 告物を0件にする

行動計画(A)評価書の見方、構成

1)評価

評価区分に基づく担当課の自己評価結果

(左頁) 計画内容

②平成30年度の実績・成果

計画内容に対する平成30年度の実績・成果(H31.3.31現在)

③要因分析·改善点

実績・成果が得られた要因あるいは得られなかった要因の分析、実績・成果が 得られていない場合は、課題や改善点を記入

(右頁) 実績、今後の予定等

④今後の予定

②、③を踏まえた平成31年度以降の予定

(参考) 景観形成の成果が伝わる写真の撮り方について

もう少し検討が必要な事例

(例) 景観伐採 施工後



逆光×、道路との関係が不明瞭

良い事例



見通しが確保されて走りやすくなったことが伝わる

(例) 違反広告物 撤去前 ※写真は一部加工してあります。



周辺の景観との関係が不明瞭



周辺の道路、山並み、住宅等も一緒に写っている

(例) 広場整備 整備後



人が居ない、閑散としている



広場が利用され賑わっている様子が伝わる

行動計画(A) 評価結果一覧表

No	·闽(A) 評価結果一覧表 	事業·取組名	評価	部局名	担当課
1		広域景観の形成	Α	交通基盤部	景観まちづくり課
2		<u></u> 富士山広域景観の形成	Α	交通基盤部	景観まちづくり課
3		伊豆半島広域景観の形成	Α	交通基盤部	景観まちづくり課
4		大井川流域・牧之原大茶園広域景観の形成	Α	交通基盤部	景観まちづくり課
5	主要方策1	駿河湾、浜名湖、旧東海道、国土軸広域景観の形成	Α	交通基盤部	景観まちづくり課
6	広域景観形成を	清水海岸(三保地区)の景観改善の取組	Α	交通基盤部	河川企画課 河川海岸整備課
7	さらに加速させる	三保松原の松林保全技術支援事業	S	経済産業部	森林整備課
8		富士山周辺地域における無電柱化の推進	Α	交通基盤部	道路企画課
9		伊豆半島における屋外広告物対策	Α	交通基盤部	景観まちづくり課
10		「安全・快適の道」緊急対策事業 (旧伊豆地域緊急森林整備事業)	Α	経済産業部	森林整備課
11		伊豆地域における無電柱化の推進	А	交通基盤部	道路企画課
12		公共施設整備における景観形成の推進	Α	交通基盤部	景観まちづくり課
13	主要方策2	公共施設整備のデザイン協議の推進	Α	交通基盤部 他	景観まちづくり課 各公共施設整備担当課
14	国内外に誇れる 高質な公共空間を形成する	屋外広告物行政の推進	Α	交通基盤部	景観まちづくり課
15		屋外広告物行政への民間活力導入	Α	交通基盤部	景観まちづくり課
16		市町の景観行政団体への移行・景観計画の策定支援	Α	交通基盤部	景観まちづくり課
17		観光地エリア景観計画の策定支援	Α	交通基盤部	景観まちづくり課
18		景観重要公共施設の指定支援	В	交通基盤部 他	景観まちづくり課 各公共施設整備担当課
19	主要方策3	専門アドバイザーの派遣	S	交通基盤部	景観まちづくり課
20	静岡の景観を 全ての地域から底上げする	美しい茶園でつながるプロジェクト	H29完	経済産業部	地域農業課
21		農村景観保全への取組について	Α	経済産業部	農地整備課
22		ふじのくに美しく品格のある邑づくり	Α	経済産業部	農地保全課
23		豊かな暮らし空間創生の促進	Α	くらし・環境部	住まいづくり課 公営住宅課
24	主要方策4 ありとあらゆる機会を活用して 景観形成に取り組む	県費助成や許認可を通じた景観形成	Α	交通基盤部 他	景観まちづくり課 県費助成・許認可制度所管課
25	主要方策5	景観形成活動の動機を高める普及啓発の推進	Α	交通基盤部	景観まちづくり課
26	自立した持続性のある 県民・事業者に携さした	景観形成を担う人材の発掘・育成	Α	交通基盤部 他	景観まちづくり課
27	景観形成を進める	景観形成を支える財源の確保・支援	Α	交通基盤部	景観まちづくり課
28	主要方策6	景観形成推進コーディネーターの養成	Α	交通基盤部	景観まちづくり課
29	景観形成をマネジメントする	多面的なモニタリングの実施	Α	交通基盤部	景観まちづくり課

			番	号	1
事業・取組名	広域景観の形成				
主要方策	広域景観形成をさらに加速させ	: る			
方策の展開	全広域景観				
取組項目	■基本方針 □研究・検討 ■事業における景観形成の推進	■規制・割□その他			普及•啓発
部 局 名	交通基盤部	担当課	景観ま	まち-	づくり課
概 要	広域景観の形成を図るため、 等とともに推進体制(広域景観 成の統合的な戦略も考慮しなが 計画の策定・進捗管理及び共通	協議会等) ら、広域景	を構築	廃し、 景観3	観光と景観形 形成方針・行動

○全広域景観共通

事業・取組のスケジュール

- 県は、広域景観の特徴と取組状況に応じて、協議会の運営支援、関係団体への 働きかけ、広域景観エリア内の重点箇所の選定・支援等を行う。
- 富士山、伊豆半島、大井川流域・牧之原大茶園において成功事例を積み上げ、 そのノウハウを蓄積した上で、駿河湾、浜名湖、旧東海道、国土軸において景 観形成を展開する。
- 県が先頭に立ち、景観形成のリーディングプロジェクトを実施することを、協 議会等で検討する。
- 地域の課題解決(空き家、耕作放棄地等)と景観形成の両方の達成を目指すことを検討する。
- 景観の規制・誘導に関する共通基準を検討する。

短期 中期 長期 項目 H29 H30 R 1 R 2 R 3 $(R4 \sim R8)$ (R9以降) 成功事例の積み上げ 富士山、伊豆半島、大井 ノウハウ蓄積 川流域·牧之原大茶園 他広域景観へ展開 駿河湾、浜名湖、旧東海 道、国土軸

※広域景観毎の配慮事項、進め方、スケジュールは別の事業個票で示す。

平成30年度の実績・成果

- ○富士山、伊豆半島
- 各景観協議会を開催、運営し、各行動計画に基づく施策の進捗状況等を確認し、 評価を行った。
- 伊豆半島では、県屋外広告物条例改正による規制強化について、独自条例を持つ市と情報共有を図り、連携した取組について働き掛けを行った。
- ○大井川流域・牧之原大茶園
- 9市町及び県で構成する「大井川流域・牧之原大茶園景観協議会」において、 広域的な景観形成の方針となる行動計画を策定した。
- ○浜名湖
- 広域景観に関する共通認識の醸成を図るため、景観形成の主体である浜松市及び湖西市、外部有識者と打合せ会や現地視察を実施した。

○国十軸

• 国土軸を構成する要素である東海道新幹線について、関係間で情報共有を図る ため、車窓からの富士山眺望について勉強会を開催し、電線・電柱を管理する 電力会社との打合せを実施した。

○全広域景観共通

• 県内全市町において、高速道路のインターチェンジ周辺や景観形成上重要な箇 所等を選定し、違反野立て看板の是正指導を積極的に進めるなど、伊豆半島で 先行した屋外広告物対策の取組を全市町に広げ、県・市町一体となって連携協 力し、美しい景観づくりを一層推進した。

要因分析・改善点(成果が得られた要因あるいは得られなかった要因、課題等)

- 大井川流域・牧之原大茶園の行動計画策定に当たって、関係市町の複数部署(景観、農業等)が参画し、また、地域計画、茶業等の専門家からなる有識者会議の助言を踏まえることで、地域特性を踏まえた計画策定が図られた。
- 国内外から多くの来訪者が予測される、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とすることで、県内全市町と連携した取組へ拡大した。今後、この取組を広く県民に周知し、景観への意識向上を図っていくことが必要となる。

今後の予定

() H30 完了 (O) 継続

- 富士山、伊豆半島、大井川流域・牧之原大茶園は、行動計画に基づく施策の実施及び進捗確認、評価を行う。
- 浜名湖は、令和元年度中に景観形成行動計画を策定する。
- その他の広域景観でも、関係間の情報共有を図りながら、景観形成に取り組んでいく。

			番	号	2
事業•取組名	富士山広域景観の形成				
主要方策	広域景観形成をさらに加速させ	る			
方策の展開	富士山				
取組項目	■基本方針 □研究・検討 ■事業における景観形成の推進	72 - 7 7		□幸	
部 局 名	交通基盤部	担当課	景観ま	ミち~	づくり課
概 要	富士山広域景観を一層魅力を 景観形成保全行動計画(以下 観形成を推進する。			•	

県、関係市町等で構成する広域景観協議会を中心に、景観形成方針を踏まえ、次の 取組を行う

<景観形成方針>

- ●富士山の眺望景観を阻害するものの整除
- ●富士山周辺の魅力的な景観の保全
- ●富士山への眺望景観の創出
- 行動計画に位置付けた事業の推進
- 各市町の取組の進捗の共有及び市町間の調整
- 景観法の景観形成基準及び屋外広告物の許可基準について、最低限守るべき基 準を共有
- 法定の景観協議会への移行

事業・取組のスケジュール										
項目			短期	中期	長期					
切口	H29	H30	R 1	R 2	R 3	(R4~R8)	(R9以降)			
 富士山の眺望景観の形成等										
		計画の見	直し							
行動計画の進捗評価										
法定の景観協議会への		移行	· 连備		•					
移行					移行					

平成30年度の実績・成果

- 富士山地域景観協議会の構成員である県と市町が、富士山周辺景観形成保全行動計画に沿って、良好な広域景観の形成に取り組んでいる。
- 東京五輪 2020 オリンピック・パラリンピックに向けて、自転車ロードレースコース沿線で違反広告物対策を進めている。平成 30 年 9 月時点で、144 件あった違反広告物について、平成 31 年 3 月末時点で、57 件是正し、残り 87 件となった。経過期間割合 36.8% (7 か月/19 か月) に対して、是正率は 39.6%であり、順調に進んでいる。



■違反広告物の是正状況(県道須走小山線)

- 富士山地域景観協議会ワーキングを開催し、行動計画に沿った富士山周辺地域の景観保全の取組について情報共有を行った。また、平成30年度は行動計画策定から6年が経過することから、協議会にて行動計画(重点箇所での施策)の進捗評価を実施し、中期区分までの達成度総合評価は『B:概ね目標を達成』という評価となった。
- 行動計画に位置付けた重点箇所での施策について、中期区分の工程を終えたことから、工程表の見直しを実施した。進捗評価結果をもとに、未達成事項の整理を行い、短期区分(2019年度)、中期区分(~2024年度)、長期区分(2025年度~)の工程で、行動計画を再始動するものとした。

要因分析・改善点(成果が得られた要因あるいは得られなかった要因、課題等)

- 東京五輪 2020 オリンピック・パラリンピックを契機とした景観改善の機運醸成により、着実に違反広告物対策の成果が上がっている。
- 外部の有識者から様々な助言を受けたことで、協議会において行動計画の進捗 評価を適正に実施することができた。
- 今までの景観改善取組が蓄積されているが、それを有効に活用できていない。

今後の予定

() H30 完了 (O) 継続

- 自転車ロードレースコース沿線における違反広告物 144 件の是正を完了させる。
- 今まで実施した景観改善の取組をPRする。また、引き続き景観形成に継続して取り組む。

		番	号	3
事業・取組名	伊豆半島広域景観の形成			
主要方策	広域景観形成をさらに加速させる			
方策の展開	伊豆半島			
取組項目	■基本方針 □研究・検討 ■規制・ ■事業における景観形成の推進 □その	•誘導)他	_ :	普及•啓発
部 局 名	交通基盤部 担当課	果 景観	まち	づくり課
概要	伊豆半島の景観形成を一体的に進める 動計画に基づき、県と市町等が連携して			

県、関係市町等で構成する「伊豆半島景観協議会」を中心に、景観形成方針を踏ま え、次の取組を行う

<景観形成方針>

- ●周遊観光が楽しく快適になる魅力的な沿道・沿線景観の形成
- ●伊豆半島の広がりを満喫できる美しい眺望景観の形成
- 行動計画に位置付けた事業の推進
- 各市町の取組の進捗の共有及び市町間の調整
- リーディングプロジェクトの検討・実施
- 景観法の景観形成基準及び屋外広告物の許可基準について、最低限守るべき基準を共有
- 法定の景観協議会への移行

車業		取組	\mathcal{O}^{2}	、ケジェ	. —	ıı,
	_	ᆸᅥᄼ	\mathbf{u}	. , ,		

項目			短期	中期	長期		
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	(R4~R8)	(R9以降)
沿道景観・眺望景観の形成・							
なもままず かんかき ケ						計画見直し	
行動計画の進捗評価							
リーディングプロジェ							
クトの検討・実施							
法定の景観協議会への			移行準	基備			•
移行 '							移行

平成30年度の実績・成果

【景観形成方針1 魅力的な沿道景観】

• 幹線道路沿いの違反広告物について、平成 29 年 12 月時点で、2,232 件あった 違反広告物について、平成 31 年 3 月時点で、1,250 件是正し、残り 982 件となった。是正率は 56.0%(1,250 件/2,232 件)であり、経過期間割合 55.6%(15 か月/27 か月)を上回るペースである。

【景観形成方針2 美しい眺望景観】

• 伊豆半島ならではのブランド力を高めるため、眺望景観の認定制度について検 討した。眺望点の視点場(13箇所)において写真撮影を行い、眺望阻害要因の 把握を行った。

【景観形成方針3 個性豊かな愛着を持てる地域景観】

• これまでの点的に実施してきた施設整備を見直し、景観に配慮した面的整備を 推進するため、伊豆半島景観協議会管内で7箇所の観光地エリア景観計画の策 定を支援した。(参考 H29:5箇所、R1:10箇所予定)



(伊豆半島景観協議会の様子)



(眺望点における景観阻害要因の把握)

要因分析・改善点(成果が得られた要因あるいは得られなかった要因、課題等)

- 東京 2020 オリンピック・パラリンピッ-クの開催に向け、 伊豆半島を美しくしていこうという機運が高まり、伊豆半島全体で取組を推進できた。
- 中長期に向けた具体的な取組内容を検討する必要がある。

今後の予定

() H30 完了 (O) 継続

- 伊豆半島景観形成行動計画に基づき、以下の取組を推進していく。
- 違反広告物の是正指導を引き続き取り組んでいく。
- 眺望景観の認定制度について、制度設計と箇所選定に取り組む。
- 観光地エリア景観計画を 10 箇所策定する。

			番	号	4
事業・取組名	大井川流域・牧之原大茶園広域景観の	形成	ζ		
主要方策	広域景観形成をさらに加速させる				
方策の展開	大井川流域・牧之原大茶園				
取組項目	■基本方針 □研究・検討 ■規制 ■事業における景観形成の推進 □その	• .,	• • •		普及•啓発
部 局 名	交通基盤部 担当	課	景観	まち	づくり課
概要	静岡ならではの茶園景観を保全・形成 携して、大井川流域・牧之原大茶園広域 景観形成を推進する。	, - ,		•	

県、関係市町等で構成する「牧之原茶園・空港周辺地域景観協議会」を中心に、景 観形成方針を踏まえ、次の取組を行う

<景観形成方針>

- ●静岡のシンボルとなる茶園景観の保全
- ●観光客周遊ルートにおける景観の保全
- ●茶園や富士山と調和した空港周辺の景観の形成
- 行動計画の策定
- 行動計画に位置付けた事業の推進
- 各市町の取組の進捗の共有及び市町間の調整
- 景観法の景観形成基準及び屋外広告物の許可基準について、最低限守るべき基準を共有
- 法定の景観協議会への移行

重業		取組のスケジュール	L
#	_		1/

項目			短期		中期	長期	
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	(R4~R8)	(R9以降)
行動計画の策定							
茶園景観の保全等		1					
 行動計画の進捗評価		1				計画見直し	
法定の景観協議会への			移行	基備			•
移行							移行

平成30年度の実績・成果

- 平成30年度は、協議会を3回、協議会WGを4回、有識者会議を2回、地元住民意見交換会を1回開催し、大井川流域・牧之原大茶園景観形成行動計画を策定した。
- 行動計画は、『地域の誇り「茶園景観」を世界へ、暮らし・歴史が紡ぐ原風景を次代へ』を基本理念とし、地域全体で取り組む「共通施策(茶園景観の保全、交通拠点周辺及びアクセスルートなどの沿道景観の保全)」と、重点区域と位置付けた5つ地域(①牧之原台地地区、②牧之原台地南部地区、③川根地区、④藤枝北部地区、⑤栗ヶ岳周辺地区)での「個別施策」により構成される。



茶園景観を「守る」ことを基本 に、ピュースポットの整備・活用など の「見せる」取組、ツーリングュースの 設定、PR施策などの「活かす」 取組を行います。



【協議会 WG】

【行動計画の考え方】

要因分析・改善点(成果が得られた要因あるいは得られなかった要因、課題等)

- 市町及び県関連部局への事業ヒアリングは、協議会員である都市部局及び農地部局のみならず、必要に応じて協議会員ではない観光部局にも実施することで、 茶園を保全するだけでなく、多くの来訪者に見てもらう(茶園景観を活かす) 施策も検討することができた。
- 行動計画を推進していく上で、景観形成の主体となる茶農家等の住民の理解を 深める必要がある(良好な景観の形成とは、茶農家にとって「規制」という足 かせになるのではなく、地域振興というメリットになることを理解してもら う)。

今後の予定

() H30 完了 (O) 継続

- 一部の重点区域において、茶園景観形成の主体である茶業関係者や市町と連携 し、景観づくり事業(ガードレールや農家小屋の塗替え等)をモデル的に実施 し、良好な茶園景観の形成を推進していく。
- 行動計画に位置付けた事業の進捗を確認する。

	番 号 5									
事業・取組名	駿河湾、浜名湖、旧東海道、国土軸広域景観の形成									
主要方策	広域景観形成をさらに加速させる									
方策の展開	駿河湾、浜名湖、旧東海道、国土軸									
取組項目	■基本方針 □研究・検討 ■規制・誘導 □普及・啓発 ■事業における景観形成の推進 □その他									
部 局 名	交通基盤部 担当課 景観まちづくり課									
概要	駿河湾、浜名湖、旧東海道、国土軸の景観形成を一体的に進める ため、県と市町等が連携して景観形成を推進する。									

- 関係市町の取組の進捗の共有及び市町間の調整を行う。
- 各広域景観で特に保全・形成する必要のある景観形成について検討を行う。
- 行動計画の策定、行動計画に位置付けた事業の推進(各市町への働きかけ)を 行う。
- 景観法の景観形成基準及び屋外広告物の許可基準について、最低限守るべき基準を共有する。
- 先行する富士山、伊豆半島、大井川流域・牧ノ原大茶園の広域景観の取組の成果やノウハウを参考にして、景観形成に取り組む。

事業・取組のスケジュール

項目			短期			中期	長期
坎口	H29	H30	R 1	R 2	R 3	(R4~R8)	(R9以降)
情報の交換・共有							
勉強会の開催							
現地調査の実施							
行動計画策定							
行動計画に位置付けた							
事業の推進・進捗評価							

平成30年度の実績・成果

○浜名湖

- 景観形成の主体である浜松市及び湖西市と打合せ会や現地視察を8回実施し、 景観上の特性や課題の抽出、景観形成方針や具体的な実施施策の情報共有を図 るとともに、計画策定に向けた体制構築を図った。
- 行動計画の原案を調製し、関係者間で検討を進めた。

<浜名湖周辺現地視察の状況>





○国土軸

- 構成要素である東海道新幹線について、富士山が美しく見える富士市内の区間 において、車窓からの富士山眺望を阻害する電線をはじめとする様々な要因に ついて、関係市・電力事業者と情報共有を図るため勉強会を開催した。
- 車窓からの富士山眺望を阻害している電線・電柱の設置状況及び改善に向けた 基礎資料を作成し、電力事業者と改善策検討について打合せを実施した。

要因分析・改善点(成果が得られた要因あるいは得られなかった要因、課題等)

- 先行する富士山などの広域景観3地域の行動計画策定に関するノウハウを参考 としながら、また、外部有識者や民間企業に検討段階から参画いただくことで、 関係間で連携した取組を行うことができた。
- 国土軸では、電線以外の眺望阻害要因について関係間の情報共有が必要となる。

今後の予定

() H30 完了 (〇) 継続

- 浜名湖は、引き続き関係市との打合せ会を開催し、令和元年度中に行動計画を 策定する。
- 国土軸は、新幹線からの富士山眺望等について、関係者間の勉強会を開催し、 情報共有及び対応策の検討を行う。

			番	号	6
事業・取得	組名	清水海岸(三保地区)の景観改善の取組			
主要方	策	広域景観形成をさらに加速させる			
方策の原	展開	富士山			
取組項	目	□基本方針 □研究・検討 □規制・誘 ■事業における景観形成の推進 □その他	導		普及•啓発
部 局	名	交通基盤部 担当課	河川企	画課	・河川海岸整備課
概	要	三保松原が世界文化遺産「富士山」の構で、イコモスから、砂浜を保全するために 的観点から望ましくない」との指摘を受け 構成資産にふさわしい景観への改善を目指	設置し たたる	した	消波堤が「審美

「三保松原白砂青松保全技術会議」(H25-26 年度) で決定した「景観改善に関する対応方針」に基づき対策を進める。

- 1 将来構造物に頼らずに砂浜が維持される海岸を実現するため、常に土砂供給の連続性を確保するよう努める。
- 2 砂浜が自然回復するまでの間、景観上配慮した最小限の施設により、砂浜を保全する。
 - (1) R6年までに、1号、2号消波堤をL型突堤に置き換える。
 - (2)上記対策の効果を検証した上で、3号、4号消波堤をL型突堤に置き換える。(※対策の要否を含め、詳細は短期対策完了後に改めて検討。)
- 3 モニタリングにより海浜変化等を常に把握し、順応的に対策を見直す。
- 4 目指す海岸の姿を実現するため、関係者・関係機関との連携を進める。
- 5 世界文化遺産と名勝及びその周辺部を一体として捉え、三保松原の文化財的な価値の維持・向上に努める。

事業・取組のスケジュール

項目			短期		中期	長期	
以口	H29	H30	R 1	R 2	R 3	(R4∼R8)	(R9以降)
対策工法の検討							
N 从 上 仏 ∨ / 换 的	モニク	アリング	計画見	直し			
L型突堤の設置	1号L	型突堤	(L型突堤 備効果 備方針を	等を検 を	期対策の効果 検証して対策 容を再検討
24. 300							
養浜							

平成30年度の実績・成果

L型突堤の整備

- 技術会議の後継組織である「三保松原景観改善技術フォローアップ会議」委員 の技術的助言を踏まえた詳細設計に基づき整備を進めている。
- 平成28年11月から函体の製作に着手した1号L型突堤が、平成31年3月に完成した。







要因分析・改善点(成果が得られた要因あるいは得られなかった要因、課題等)

• 設計段階で、海岸工学や景観の専門家(フォローアップ会議委員)から技術的 助言を頂くとともに、水理模型実験を実施するなど、現場条件等を的確に詳細 設計に反映させたことにより、計画通り工事を進めることができている。

今後の予定

() H30 完了 (O) 継続

• 令和元年度からは、景観の阻害となっている1号消波堤の段階的な撤去に着手するとともに、モニタリングを通じて整備の効果を検証していく。

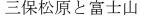
							番	号	7		
事業・取組名	三保松原	の松林の	保全技行	術支援	事業						
主要方策	広域景観	形成を	さらに	加速さ	せる						
方策の展開	富士山										
取組項目	,	基本方針 □研究・検討 □規制・誘導 □普及・啓発事業における景観形成の推進 □その他									
部 局 名	経済産業	部			担当	部	森林整	備課			
##											
事業・取組のス	スケジュール	レ									
古口				短期			中	期	長期		
項目		H29	H30	H31	H32	H33	(H34	∼ H38)	(H39 以降)		
マツ材線虫病剤	対策										
松林に適した環	環境づくり										
・土壌改良資材等	材等試験・検証										
• 三保主要区域	主要区域で実施										

S

平成30年度の実績・成果

- マツ材線虫病の早期微害化については、これまで実施してきた対策(薬剤散布 や伐倒駆除、予防剤注入)により、「三保松原の松林保全に向けた提言書」の目 標である被害率1本/ha以下を達成することができた(平成30年度は被害率 0.65本/ha)。
- マツの生育に適した環境づくりについては、平成28年に土壌改良資材試験の中間報告を基に、炭による土壌改良を三保松原においても試行を始めた。平成29年度に三保松原で試行した土壌改良についてモニタリングした結果、細根の発根が確認され、菌根菌の形成状況も概ね良好であり、樹勢回復が図られた。
- マツ材線虫病感染木の早期発見については、マツ全数の個体情報を管理する、 三保松原松林管理のデータベースシステムを構築した。







炭による土壌改良の様子

要因分析・改善点(成果が得られた要因あるいは得られなかった要因、課題等)

- 薬剤散布や伐倒駆除、予防剤注入の徹底的な対策により、マツ材線虫病の早期 微害化を達成することができた。
- 土壌改良については、樹勢回復の兆しが見られるため、計画を前倒して試行している。
- マツ材線虫病の被害状況把握のため、地域住民、企業等がデータベースを活用 し、行政と連携した監視体制を確立していく。

今後の予定

() H30 完了 (O) 継続

• 引き続き、マツ材線虫病の徹底した対策を行っていくと共に、本年6月に設立 した一般財団法人三保松原保全研究所を中核として、データベースの普及やマ ツ材線虫病に関する講習会の開催を通じた地域連携モデルの試行や検証を行 う。

			番	뮹	8					
事業・取組名	・取組名 富士山周辺地域における無電柱化の推進									
主要方策	広域景観形成をさらに加速させ	る								
方策の展開	富士山									
取組項目	□基本方針 □研究・検討 ■事業における景観形成の推進	□規制・記□その他			普及•啓発					
部 局 名	交通基盤部	担当課	道路红	上画部	果					
概要	富士山周辺地域の主要な景勝管理者、地元自治体が連携・調電線の撤去を進める。									

- 事業中の「白糸ノ滝周辺地区」については、早期に無電柱化を完了させる。
- 今後、策定が予定される次期無電柱化推進計画において、良好な富士山眺望景 観の形成の観点から箇所を位置付け、無電柱化事業を実施する。
- 一般的な電線共同溝整備による手法のほか、視点場を特定した上でのスポット 的な電線・電柱の撤去等、早期の景観改善効果発現につながる無電柱化にも取 り組む。
- 無電柱化実施箇所は、富士山周辺景観形成保全行動計画において景観の核をつくる要素として位置付けられた「沼津港」「富士山本宮浅間大社」「三嶋大社」など、既存・関連計画との整合を図りつつ、電線管理者、地元市町と調整のうえで選定する。
- 無電柱化推進計画の策定、個別箇所の実施手法等の検討・調整においては、平成26年度に設置した「富士山周辺地域の無電柱化推進検討部会」を活用する。

事業・取組のスケジュール								
項目			短期	中期	長期			
坎口	H29	H30	R 1	R 2	R 3	(R4~R8)	(R9以降)	
白糸ノ滝周辺地区無電柱化								
次期無電柱化計画に基づく無電柱化	● 策定					見直し	見直し	
スポット的な電線・電柱の撤去等	選定							
富士山周辺地域の無電柱化推進検討部会		必要	に応じて	開催				

平成30年度の実績・成果

• 「白糸ノ滝周辺地区」において、平成30年12月に無電柱化が完了した。

[着手前]











- 「静岡県無電柱化推進計画」の原案について、パブリックコメントを実施した。 (パブリックコメントを平成31年4月4日まで実施し、平成31年4月26日に 計画を公表済み)
- 「静岡県無電柱化推進計画」に基づく事業実施箇所に、県道富士富士宮線(富士山世界遺産センター)、県道三島裾野線(三嶋大社)、市道 0106-2 号線(沼津港) などを選定した。

要因分析・改善点(成果が得られた要因あるいは得られなかった要因、課題等)

- 白糸ノ滝周辺地区において、電線管理者との調整を進め、無電柱化を完了させることができた。
- 「静岡県無電柱化推進計画」作成のために、道路管理者や電線管理者との調整に努めた。

今後の予定

() H30 完了 (O) 継続

・ 「静岡県無電柱化推進計画」に基づき、事業を推進していく。

			番号	9、14					
事業・取組名	伊豆半島における屋外広告物対策								
主要方策	広域景観形成をさらに加速させる	国内外に誇れ	いる高質な公共	空間を形成する					
方策の展開	伊豆半島	屋外広告	物の適正な	規制・誘導					
取組項目	□基本方針 □研究・検討 ■規制・誘導 ■普及・啓発 □事業における景観形成の推進 □その他								
部 局 名	交通基盤部	担当課	景観まち	づくり課					
概要	伊豆半島において、屋外広行 に、違反広告物に対して徹底し 県民や事業者の屋外広告物に 外広告物を顕彰する。	た是正指導	草を行う。						

- 屋外広告物の設置を原則禁止とする方針のもと、設置に係る規制を強化する。
- 東京五輪までに、景観への影響が特に大きい「野立て看板」(案内図板、一般広告)の違反をゼロにすることを目指す。
- 東京五輪後、残る自家広告物等の対策を推進する。
- 伊豆半島景観協議会において、違反是正数の目標設定(数値)・進捗管理を行う。
- 進捗状況は、静岡県屋外広告物審議会(有識者会議)に報告する。
- 市町別の進捗状況を随時公表し、取組を促進する。
- この取組を全県に広げ、良好な景観形成を推進する。

事業	- ∄	文組の	つス	ケジ	; ¬ —	ル
+ *	- 4	ᇫᄱᄔ	//\	, ,		,,

項目			短期			中期	長期
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	(R4∼R8)	(R9以降)
規制強化							
条例改正				東京五			
既存不適格広告物の撤去				五輪			
違反屋外広告物の是正指導							
現況調査		i					
違反広告物の是正指導	(↓ 野立て和				売き実施 家広告物等)	
屋外広告物の顕彰							

平成30年度の実績・成果

- ○違反広告物に対する徹底した是正指導
- 幹線道路沿いの違反広告物について、平成 29 年 12 月時点で、2,232 件あった 違反広告物について、平成 31 年 3 月時点で、1,250 件是正し、残り 982 件となった。是正率は 56.0%(1,250 件/2,232 件)であり、経過期間割合 55.6%(15 か月/27 か月)を上回るペースである。
- ○市の違反広告物の是正指導事務体制の強化
- 平成 29 年に、7市合計で1人工だった体制を、平成 30 年には、4.5 人工に体制を強化した(※実際の是正指導事務にかける時間を考慮して人工数を算定)。
- ○屋外広告物対策を全県に広げる取組
- 県内全市町において、高速道路のインターチェンジ周辺や景観形成上重要な箇 所等を選定し、違反野立て看板の是正指導を始めた。







【是正前】 国道 414 号(伊豆の国市内) 【是正後】

要因分析・改善点(成果が得られた要因あるいは得られなかった要因、課題等)

- 各市及び土木ごとの進捗状況を4半期ごとに公表することで、担当者のインセンティブとすることができた。
- 是正が進むにつれて、屋外広告物業者及び広告主の「屋外広告物の掲出自体」 についての認識に変化が出た(規制地域かどうかの確認が増えた等)。
- 協議会ワーキンググループで、是正指導事務のノウハウ(うまくいった事例等) を共有することで、是正指導が遅れている市をバックアップする体制ができた。
- 是正指導が遅れている市に対して、景観まちづくり課から体制強化のトップセールスを行い、組織として強力に推進する体制を構築した。
- 残る違反広告物は所有者不明などの困難案件が多く、WGで対応策について情報共有を図りながら推進していく。

今後の予定

() H30 完了 (O) 継続

• 違反広告物の是正指導に引き続き取り組み、本年度末までに 2,232 件の違反広 告物を 0 件にする。

							番号	10			
事業・取組名	「安全・'	快適の	道」緊急	急対策	事業(日	旧伊豆	芝地域緊急森	林整備事業)			
主要方策	広域景観	形成を	さらに	加速さ	せる						
方策の展開	伊豆半島	伊豆半島									
取組項目	·	□基本方針 □研究・検討 □規制・誘導 □普及・啓発 ■事業における景観形成の推進 □その他									
部 局 名	経済産業	部			担当	1課	森林整備課				
概要	世界文化遺産「韮山反射炉」、東京 2020 オリンピック・パラリンピック自転車競技会場「ベロドローム」に来訪される方々に対する										
景観形成に関す	トる考慮事 [」]	項、進	め方								
• 伊豆半島景観協議会と連携し、伊豆半島景観形成行動計画に沿った計画を立て、 施設及びアクセス道周辺の景観向上を図るため、ビューポイントを中心に森林 の修景伐を進める。											
事業・取組のス	スケジュー	レ									
項目			Ī	短期	Ī	ı	中期	長期			
7.1		H29	H30	H31	H32	H33	(H34~H38)	(H39 以降)			
修景伐への助原											

平成30年度の実績・成果

・ 世界文化遺産「韮山反射炉」へのアクセス道(伊豆の国市)や東京 2020 オリンピック・パラリンピック自転車競技会場「伊豆ベロドローム」(伊豆市)へのアクセス道沿線の森林に加え、選手村へ通じる伊豆市道、伊豆スカイライン沿線、あわせて 30ha の修景伐を実施した。



• 富士山の眺望を遮っていた樹木の伐採

による美しい富士山の眺望景観の創出や東京 2020 オリンピック・パラリンピック自転車競技会場への観客輸送ルート沿線の整備により、来訪する観客に、また訪れたいと思う森林景観の創出を図った。

富士山の眺望景観の創出



【整備状況】 富士山の眺望を遮る道路脇の樹木を伐採



【整備後】 伊豆スカイラインからの富士山の眺望を確保

要因分析・改善点(成果が得られた要因あるいは得られなかった要因、課題等)

- アクセス道沿線の森林景観の向上に加え、富士山の眺望景観を創出した。
- 交通量の多い県道や有料道路沿線の整備のため、通行車両等へ一層配慮すると 共に、整備箇所ごとの地形や樹木の種類等に応じた整備方法を選択し、より丁 寧な景観整備を進める。

今後の予定

() H30 完了 (O) 継続

• 令和元年度は、選手等関係者輸送ルートとなっている県道沿線や伊豆スカイライン沿線の森林を中心に、整備を進めていく予定である。

							番	号	11		
事業・取組名	伊豆地域	におけん	る無電	主化の	推進						
主要方策	広域景観形成をさらに加速させる										
方策の展開	伊豆半島	伊豆半島									
取組項目	·	□基本方針 □研究検討 □規制・誘導 □普及・啓発 ■事業における景観形成の推進 □その他									
部 局 名	交通基盤	部			担当	自課 🗄	道路企	画課			
概要	者、地元	伊豆半島の主要な景勝地や観光地等で、道路管理者と電線管理 者、地元自治体が連携・調整して、景観を阻害している電柱・電線 の撤去を進める。									
景観形成に関す	」 する配慮事項	 項、進 <i>と</i>	<u>カカ</u>								
 今後、策定が予定される次期無電柱化推進計画において、良好な眺望景観の形成の観点から箇所を位置付け、無電柱化事業を実施する。 一般的な電線共同溝整備による手法のほか、視点場を特定した上でのスポット的な電線・電柱の撤去等、早期の景観改善効果発現につながる無電柱化にも取り組む。 無電柱化実施箇所は、伊豆半島景観形成行動計画との整合を図りつつ、電線管理者、地元市町と調整のうえで選定する。 											
事業・取組のスケジュール											
短期 中期 中期							長期				
		H29	H30	R 1	R 2	R 3	(R4	~R8)	(R9以降)		
次期無電柱化計画に基づ	づく無電柱化	策定					■ 見直	こし	見直し		
スポット的な電線・電	柱の撤去等	●									

平成30年度の実績・成果

- 「静岡県無電柱化推進計画」の原案について、 パブリックコメントを実施した。(パブリック コメントを平成31年4月4日まで実施し、平 成31年4月26日に計画を公表済み)
- 無電柱化の推進に関する基本方針として、「防災」「安全・円滑な交通確保」とともに、「景観形成・観光振興」を定めた。
- 「静岡県無電柱化推進計画」に基づく事業実施箇所に、県道三島裾野線(三嶋大社)、県道修善寺戸田線(修禅寺)、市道0106-2号線(沼津港)などを選定した。

静岡県無電柱化推進計画

2019年4月静 岡県

[表紙]

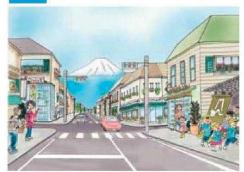
[基本方針のイメージ]

Before

3 景観成・光興

The second of th

After



(出典) ふじのくに景観形成計画

良好な景観の形成のイメージ

要因分析・改善点(成果が得られた要因あるいは得られなかった要因、課題等)

• 「静岡県無電柱化推進計画」作成のために、道路管理者や電線管理者との調整に努めた。

今後の予定

- () H30 完了 (O) 継続
- 「静岡県無電柱化推進計画」に基づき、事業を推進していく。

	番 号 12
事業・取組名	公共施設整備における景観形成の推進
主要方策	国内外に誇れる高質な公共空間を形成する
方策の展開	公共空間の高質化
取組項目	■基本方針 □研究・検討 □規制・誘導 ■普及・啓発 □事業における景観形成の推進 □その他
部 局 名	交通基盤部 担当課 景観まちづくり課
概 要	公共施設の整備に際しては、地域の自然・歴史・文化・生活にふさわしい景観の形成や保全を図る必要がある。そこで、景観に配慮した設計、工事、維持管理等を行うために必要な視点や考え方等の景観配慮の方針を示した「ふじのくに色彩・デザイン指針」の充実を図る。

- 「ふじのくに色彩・デザイン指針」のうち、デザインに配慮する事項や色彩・ デザイン事例集について充実を図る。
- 現在の指針をベースに、主に「デザイン」に係る部分について内容を充実させる。
- デザインに関して検討すべき内容は、構想・計画・設計・施工・維持管理の各 段階で異なることから、それぞれの段階で留意すべき事項を整理する。
- 県内事例が少ない分野については、県外の事例も併せて紹介を行う。

車業	取組のスケジュー	н.
==		,,,

項目			短期	中期	長期		
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	(R4∼R8)	(R9以降)
指針の改定							
事例調査、収集		ı	指針	に基づく			
改定			公共	施設整備	Ħ _	適宜改定	適宜改定
事例集の作成							
事例収集							
事例集の作成、追加			事例	の増加は	犬況によ	り追加	

平成30年度の実績・成果

- ○「ふじのくに色彩・デザイン指針」の改定及び「運用編」の見直し
- 国の道路デザイン指針の改定、ふじのくに景観形成計画の策定等を踏まえ、「ふ じのくに色彩・デザイン指針」を7月に改定した。
- 適切な景観の検討を行うため、12 月に運用を見直し、専門家による景観検討時期の指定や検討対象の拡大等を行った。(適用は令和元年度から)
- ○県及び市町関係部局への周知
- 指針及び運用方針の改定の周知と公共事業における景観形成の視点の導入に関する意識啓発を目的に、県・市町職員向け説明会を1月30・31日に県内2会場で開催した。
- ○国土交通省・政令市との意見交換
- 国や政令市の協力を得ながら美しい県土づくりを推進していくため、指針に基づく県の取組及び各団体の取組に関する意見交換会を2月4日に開催した。

「ふじのくに色彩・デザイン指針」の主な改定(追加)内容

- 景観を当たり前のものとして考える公共事業へシフト
- ・ 景観推奨色を追加
- ・ カラー舗装の色彩の推奨範囲を設定
- 視線誘導標について、形状や色彩の留意事項を追記
- 標識柱、照明柱等道路附属物の集約化を追記
- 点字ブロックについて、色彩の留意事項を追記
- ・ 堤防の項目化(留意事項の整理)

「運用編」の主な見直し内容

- ・ 設計の初期段階で景観検討を行う
- ・ 専門家による検討対象施設の拡充

要因分析・改善点(成果が得られた要因あるいは得られなかった要因、課題等)

- これまでの専門家による個別の景観検討実績の蓄積(平成30年度末で52件) を活かすことにより、本県の実情を踏まえた改定を行うことができた。
- 色彩に関する検討実績が多く、意匠やデザインに関する検討実績が少ない。

今後の予定

() H30 完了 (O) 継続

• 引き続き「ふじのくに色彩・デザイン指針」の説明会や景観の専門家による景 観検討の研修会を開催し、県職員の景観形成に対する意識を啓発するとともに 運用の徹底を図り、高質な公共空間を形成していく。

	番 号 13
事業・取組名	公共施設整備のデザイン協議の推進
主要方策	国内外に誇れる高質な公共空間を形成する
方策の展開	公共空間の高質化
取組項目	■基本方針 □研究・検討 □規制・誘導 □普及・啓発 ■事業における景観形成の推進 □その他
部 局 名	交通基盤部 担当課 景観まちづくり課
概要	県が実施主体である大規模な公共施設(道路や河川等のインフラ施設、庁舎、病院、学校、観光施設等)について、景観形成のお手本となる事例を増やしていくため、景観懇話会の検討案件とする条件を見直し、検討案件を増やすとともに、構想・設計の各段階からデザイン協議を行う仕組みを検討する。

- 静岡県景観懇話会による検討案件の対象範囲を拡大する。
- 検討案件の拡大に当たっては、構想・計画・設計・施工・維持管理の各段階に おけるデザイン検討等が行われるよう留意する。
- 対象範囲とする公共施設(道路や河川等のインフラ施設、庁舎、病院、学校、 観光施設等)については、関係課と協議の上、静岡県景観懇話会に諮って決定 する。

事業・	取組のスケジューノ	レ

項目			短期	中期	長期		
 	H29	H30	R 1	R 2	R 3	(R4~R8)	(R9以降)
対象案件の選定方法等							
の検討							
試行的な運用							
運用改善							
全庁運用							

平成30年度の実績・成果

- ○「ふじのくに色彩・デザイン指針」運用編の見直し
- 適切な景観の検討を行うため、12月に運用編を見直し、1月に県・市町職員向け説明会を実施した。(適用は令和元年度から)

《運用編の主な見直し内容》

- (1) 設計の初期段階で検討
 - ・色彩のみならずデザインにおいても公共施設を高質化していくため、設計の初期段階で景観の検討を行うことを原則とする。
- (2)検討対象施設の拡充
 - ・市町景観計画における重点地区など良好な景観形成を誘導する地域においては、 検討対象施設を拡充する。
 - ・新設については、既設構造物の改修等に比べ、地域の景観に大きな影響を与えることから、検討対象施設を拡充する。
- (3) 助言の観点等の共有
 - ・専門家による助言が整備コストや維持管理性など事業全体におけるバランスも 考慮したものであることを明記する。
- ○平成30年度検討実績(例)
- ・新吉原林間学園建築工事 (外壁の色彩検討)



建物完成後

要因分析・改善点(成果が得られた要因あるいは得られなかった要因、課題等)

- これまでの専門家による個別の景観検討実績の蓄積(平成30年度末で52件)を活かすことにより、本県の実情を踏まえた見直しを実施することができた。
- 色彩に関する検討実績が多く、意匠やデザインに関する検討実績が少ない。

今後の予定

() H30 完了 (O) 継続

• 更なる高質な公共空間の形成に向けて、事業を実施する関係各課・担当者への 説明会等を開催し、周知を図る。

									番	号	15		
事	業 • 取	組名	屋外広告	物行政·	への民	間活力							
主	要方	策	国内外に記	国内外に誇れる高質な公共空間を形成する									
方	策の原	展開	屋外広告	物の適	正な規制	制・誘導	掌						
取	組項			□基本方針 □研究・検討 ■規制・誘導 ■普及・啓発 □事業における景観形成の推進 □その他									
部	局	名	交通基盤語	部			担当	課	景観	まちづく	くり課		
概		要		屋外広告物行政の慢性的な人員不足に対応するため、屋外広告物の事務手続きにおいて、民間活力を積極的に導入することを検討する。									
景	観形成(こ関す	る配慮事項	頁、進	め方								
•	 屋外広告物事務における行政と民間の役割分担を見直し、屋外広告物の設置許可等の事務を第三者機関へ委託することを積極的に検討する。 第三者機関は、景観形成に関する活動を行っている団体から選定することとし、具体の選定や委託範囲については、外部有識者等による審議の上で決定する。 												
事	業・取組	組のス	スケジュール	レ									
-T-				短期						中期	長期		
		項目		H29	H30	R 1	R 2	R 3	(R	4~R8)	(R9以降)		

項目			短期	中期	長期		
块口	H29	H30	R 1	R 2	R 3	(R4∼R8)	(R9以降)
事例調査、ヒアリング							
民間活力導入方法の検討							
外部有識者等による審議			ı				

平成30年度の実績・成果

- 屋外広告物の安全点検に係る制度改正の周知
- 広告物の安全性の確保を徹底するため、平成30年10月23日付け静岡県屋外広告物条例施行規則を一部改正し、広告物の許可更新時の安全点検について制度改正を行い、県内全広告業者あて通知を発出した。
- 通知に伴い、安全管理への普及啓発を徹底するため、伊豆半島における広告主へ電話による普及啓発業務を、(公社)静岡県屋外広告協会に委託した。

「委託内容]

違反看板を設置する広告主に対して電話をかけ、屋外広告物制度概要及び 改正内容を説明(H31.1月~H31.2月、計162箇所)

• 無許可や、許可期間切れの違反看板を対象とすることで、広告業者あて通知では補足できない広告主に対する啓発が図られた。加えて、架電時に違反看板の 是正も促すことで、所管市への相談に多数つながった。

要因分析・改善点(成果が得られた要因あるいは得られなかった要因、課題等)

- 屋外広告物制度の専門的知識を有し、調査先の広告主に対して営利を目的としない者として、公益社団法人に委託したことにより、改正内容以外に関する質問や意見等に対しても対応できたことで、業務が円滑に進んだ。
- 平成 29 年度に同協会に委託した伊豆半島の違反看板の実態調査の調査結果を 活用することで、予め、対象広告物の抽出・広告主の把握ができたため、本件 業務の委託内容が単純化し、短期間で効率的に実施できた。
- 但し、違反看板への是正には理解を示さない広告主も多く、行政(市)による 是正指導を要する事例が多かったことから、第三者機関への委託の範囲、委託 先の選定には検討が必要である。

今後の予定

() H30 完了 (O) 継続

• 他の分野(屋外広告物の許可事務や、安全対策に係る調査等)でも民間活力を導入できないか引き続き検討し、実施していく。

			番	号	16			
事業・取組名	市町の景観行政団体への移行・景観計画の策定支援							
主要方策	静岡の景観を全ての地域から庭	上げする						
方策の展開	市町景観行政の積極的支援							
取組項目	□基本方針 □研究・検討 □事業における景観形成の推進	□規制・記 ■その他			普及•啓発			
部 局 名	交通基盤部	担当課	景観	まち	づくり課			
概要	景観行政の中心的な役割を担 特性に応じてきめ細かく効果的 町の景観行政団体への移行及び	な景観施第	策を推済	進し	ていくため、市			
	L 7 T +							

- 良好な景観形成を推進するための機運を盛り上げ、住民の理解を得るために、 市町と連携を図りながら、県民、事業者等を対象とした景観セミナーを開催する。
- 市町が行う景観形成活動やシンポジウム、セミナーなどへ、専門アドバイザー を派遣する。
- 景観行政団体へ移行していない市町のトップに面談し、景観形成の重要性、景観行政団体への移行手順等について説明し、移行を働きかける。
- ふじのくに景観形成計画第2部「市町における景観形成の推進」を活用し、景観計画の策定・見直しを支援する。

項目			短期	中期	長期		
坎口	H29	H30	R 1	R 2	R 3	(R4~R8)	(R9以降)
市町の景観行政団体へ	H28:2	5 市町			35 市町		
の移行支援							
市町景観計画の策定・見	H28:2	1 市町				35 市町	
直し支援							

平成30年度の実績・成果

- 静岡県景観賞が30周年を迎えたことを機に、これまで以上に、景観形成に携わる人々の活動への注目を高め、表彰式形式から取組発表・表彰式形式に見直しを行い、より多くの県民の方に広く伝わるよう仕組みを再構築した。
- 市町が行う景観形成を支援するため、静岡県景観形成推進アドバイザーを 12 市町 (12 回) に派遣した。
- 県土全体で景観形成を推進するため、全市町の景観行政団体への移行、景観計画の策定を目指す。
- 南伊豆町が景観行政団体へ移行した。(累計 29 市町/35 市町)
- 焼津市、川根本町、函南町が景観計画を策定した。(累計 25 市町/35 市町)
- 景観行政団体未移行市町等へトップセールスを行った。なお、11/2の3町への トップセールスでは、国土交通省中部地方整備局と共に働き掛けを行った。

実施日	対象市町	結 果
10 🗏 00 🖂	御前崎市	来年度、景観行政団体へ移行するよう準備する。
10月23日	牧之原市	策定の準備を始め、2~3年後に計画を策定する。
	東伊豆町	景観行政団体への移行を進める。
11月2日	河津町	前向きに検討する。
	西伊豆町	前向きに検討する。

• 市町による景観計画策定を支援するため、平成 18 年に作成した景観計画策定マニュアルを見直し、事例やデータを充実させた「市町における景観形成の推進」を作成・周知した。

要因分析・改善点(成果が得られた要因あるいは得られなかった要因、課題等)

- 平成30年度に、南伊豆町が景観行政団体へ移行したのは、前年度までにトップセールスを実施した成果と考えられる。また、国と連携したことで、効果的なトップセールスが行えた。
- トップセールス直後の反応は良いが、対応が遅い市町があるので、継続的な対 応が必要である。また、景観行政団体移行後のアフターフォローも必要である。

今後の予定

() H30 完了 (O) 継続

• 今後も、景観セミナーの実施、専門アドバイザーの派遣、景観行政団体未移行 市町に対するトップセールス等を継続的に行う。

			番	号	17
事業・取組名	観光地エリア景観計画の策定支	泛援			
主要方策	静岡の景観を全ての地域から底	上げする			
方策の展開	市町景観行政の積極的支援				
取組項目	■基本方針 □研究・検討 ■事業における景観形成の推進	□規制・記□その他			普及•啓発
部 局 名	交通基盤部	担当課	景観。	まち	づくり課
概 要	機能重視で点的な観光施設 転換し、景観ビジョンに基づき ていくため、市町の観光地エリ の策定を支援する。	、観光施設	との面色	りなり	景観配慮を行っ

- 重点的に景観形成を図るべき観光地について、市町が主体となり計画を策定する。
- 県は、モデル的に実施した伊豆半島の観光地 13 箇所の計画を参考に、市町の計画策定を支援する。
- 策定に当たっては、地域景観ミティングを開催し、地域とともに議論を行い、関係者間で景観ビジョンを共有する。

地域景観ミーティング構成員:市町(景観、観光部署)、県、地元住民(観光協会、 自治会、地域活動団体等の代表者等)

検討内容:対象箇所の景観形成上の課題や特性、目指すべき姿と景観形成の 方向性、具体的な取組と役割分担等

• 策定した計画案については、第三者の視点で確認する。

項目	短期					中期	長期
以口	H29	H30	R 1	R 2	R 3	(R4∼R8)	(R9以降)
計画策定の支援	重/	点取組期	間				

平成30年度の実績・成果

- ○観光地エリア景観計画には、エリアごとの景観形成方針が示され、方針に沿った 具体的な施策が位置付けられるため、景観に配慮した施設整備が期待される。
- 平成 28 年度は伊豆半島の観光地 13 箇所でモデル的に観光地エリア景観計画を 策定した。平成 29 年度からは全市町で計画を策定することとした。
- 平成30年度は、13市町18箇所(累計28市町39箇所)で観光地エリア景観計画が策定された。

■平成30年度実績

市町名	箇所名
松崎町	大沢温泉
熱海市	初島
伊東市	伊東温泉中心市街地エリア
	伊豆高原周辺自然回遊エリア
伊豆市	大平地区
	土肥地区
小山町	足柄地区
	須走地区(富士山エリア)
	成美地区

市町名	箇所名
裾野市	中央公園
沼津市	香貫山
富士宮市	北部地区
	中心市街地
藤枝市	中山間地域(瀬戸谷・葉梨・朝比奈)
牧之原市	海岸沿い周辺エリア
川根本町	寸又峡温泉
袋井市	遠州三山
御前崎市	御前崎灯台周辺エリ
	P

要因分析・改善点(成果が得られた要因あるいは得られなかった要因、課題等)

- 担当者説明会での周知や地域景観ミーティングの参加等により、着実に観光地エリア景観計画が策定されている。
- 実際にどんな施設整備が行われるかの把握までには至っておらず、景観に配慮 したものとなっているか確認できていない。
- 主要な観光地がないという考えや景観計画が未策定である等の理由から、5市町は観光地エリア景観計画を策定していない。

今後の予定

() H30 完了 (O) 継続

- 周辺景観に調和した施設整備が行われているか、事前確認できるような体制の 構築など、策定マニュアルの改正を行う。
- 全市町の主要な観光地でエリア景観計画が策定されるよう働き掛ける。

				番	号	18
事業・取組	名	景観重要公共施設の指定支援				
主要方	策	静岡の景観を全ての地域から底上げて	ナる			
方策の展	開	市町景観行政の積極的支援				
取組項	目	■基本方針 □研究・検討 □規 □事業における景観形成の推進 □る	制・記 この他			普及•啓発
部局	名	交通基盤部 担当	課	景観る	まち	づくり課
概	要	地域の良好な景観を構成する重要が要公共施設に指定するため、公共施設る市町に対して、景観計画に「整備は可の基準」を定めることを積極的に関	で管理に関す	里者から	う景智	観行政団体であ
早知以出	問力	- ス配虔東语 准め士				

京観形队に関する配慮事項、進の力

事業・取組のスケジュール

- 県が管理する公共施設のうち、地域の良好な景観を構成する重要な公共施設に ついては、景観重要公共施設に指定することを市町に対して積極的に要請する。
- 景観重要公共施設制度の積極的活用を促進するため、景観上重要な公共施設の 選定方法、個別具体の指定や関係機関の調整・協議方法等について検討し、地 域性に寄らない標準的な項目・方法を整理する。
- 整理結果をもとに、市町が県の施設を景観重要公共施設に指定する場合の手引 きを作成する。

短期 中期 長期 項目 H29 H30 R 1 (R4~R8) (R9以降) R 2 R 3 事例調査、ヒアリング 指定対象の選定方法等 検討、選定及び施設管理 者との協議 手引の作成 市町への指定要請・協議

39

В

平成30年度の実績・成果

- ○広域的な景観形成を図る地域景観協議会等を通じて合意形成を図り、県が管理する公共施設を市町が定める景観計画に「景観重要公共施設」として指定する。
- 平成30年度は、富士宮市が一般国道469号、県道清水富士宮線、県道上稲子長 貫線を景観重要公共施設に指定した。
- 県内市町の景観形成を推進していく際の参考として平成18年3月に策定した 「市町における景観形成の推進」を改訂した。(平成30年6月)
- 「市町における景観形成の推進」では、景観重要公共施設の指定について、先行事例や県内事例を紹介することで、市町に対して積極的な活用を促すこととしている。
- 平成30年度に景観計画を策定した焼津市や川根本町では、景観計画に、今後景 観重要公共施設の指定をしていくことを明記している。
- ■市町景観計画で指定している景観重要公共施設(県管理施設)

市町名	景観重要公共施設
富士宮市	富士宮富士公園線、富士公園太郎坊線、富士富士宮線、富士白糸滝公園線、清水
	富士宮線、富士宮鳴沢線、上稲子長貫線、国道 139 号、国道 469 号、一級河川神
	田川、一級河川潤井川
富士市	富士宮富士公園線、富士公園太郎坊線、国道 469 号、ふじのくに田子の浦みなと
	公園、一級河川潤井川
裾野市	富士公園太郎坊線、国道 469 号
掛川市	浜松御前崎自転車道線 (潮騒橋区間)

要因分析・改善点(成果が得られた要因あるいは得られなかった要因、課題等)

- 県では、市町に対して景観行政団体への移行と景観計画の策定を働き掛けているが、景観行政団体に移行していない市町に対する移行要請(トップセールス等)を優先して行った結果、景観重要公共施設等の積極的な活用を促す具体的な行動に至らなかった。
- 今後、他県の事例等を踏まえながら、景観重要公共施設の指定を積極的に要請する必要がある。

今後の予定

() H30 完了 (O) 継続

• 景観計画の策定又は変更及び県が管理する公共施設を景観重要公共施設として 定める場合の事務処理要領の周知徹底を図る。

			番	号	19
事業・取組名	専門アドバイザーの派遣				
主要方策	静岡の景観を全ての地域から底	上げする			
方策の展開	市町景観行政の積極的支援				
取組項目	□基本方針 □研究・検討 ■事業における景観形成の推進	□規制・割□その他	•		普及•啓発
部 局 名	交通基盤部	担当課	景観。	まち	づくり課
概要	市町が景観計画の策定・見直する際に、景観形成の専門的なう、景観工学や色彩、観光等の	見地からア	ドバノ	イスを	を受けられるよ

- 景観工学や色彩・デザインを専門とする学識経験者、景観形成につながる活動を展開している団体メンバー等を、「(仮称) 景観形成推進アドバイザー」として認定・登録する。
- 新たな景観アドバイザーの確保のため、景観行政に関わりを持つ専門家を中心 にアドバイザーへの登録を働きかけていく。
- アドバイザーは、行政職員の人材育成にも関わる。
- 市町の景観計画やガイドライン等の策定・見直し、市町の公共施設等の整備に際して、必要に応じて、市町からの要請も踏まえつつ、(仮称)景観形成推進アドバイザーの派遣(斡旋)を行う。
- 中長期的には、県民・事業者等が行う活動に対しても、アドバイザーを派遣することを検討する。

項目			短期	中期	長期		
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	(R4∼R8)	(R9以降)
事例調査、制度設計							
認定、登録 (毎年度更新)							
市町へ派遣 (斡旋)							
県民・事業者等へ派遣							

S

平成30年度の実績・成果

- 平成29年度からアドバイザーの派遣を開始し、平成30年度は観光地エリア景 観計画策定、公共施設景観検討へのアドバイス等、12 市町 12 件延べ 18 人を派 遣した。
- 新たに3人(景観・まちづくり分野2人、教育・観光分野1人)の専門家にア ドバイザーを委嘱し、よりきめ細かく助言できる体制とした。
- 良好な景観形成に向けた助言をいただくとともに、助言を受けた市町職員の意 識向上につながった。

《東名高速道路橋梁塗替の色彩検討について》



アドバイザー (右端) による助言・検討の様子 色彩検討の結果、オフグレーが推奨された





<市町担当者の声>

- アドバイザーから直接指導を受け、景観誘導に配慮すべきポイントや 考え方について事業者と一緒に学ぶと共に、考え方を共有することで より良い塗装色を決定することができ、大変有意義であった。
- 計画策定に係る考え方の部分で、様々な意見をいただき、地域の人だ けで考えた場合とは異なる視点でのアドバイスをいただけたので、新 しい気付きがあり、参加いただきとても良かった。

要因分析・改善点(成果が得られた要因あるいは得られなかった要因、課題等)

- 様々な会議や打ち合わせの場でアドバイザー制度を周知したこと、県から市町 に対して積極的に斡旋したことにより、利用が増加した。
- 利用する市町に偏りがある。また、既に事業が進んでおり、助言どおりに変更 できない場合があり、助言を十分に生かせないことがある。

今後の予定

() H30 完了 (〇) 継続

- アドバイザー制度未利用の市町に対して、利用を働きかける。
- 公共施設整備の際に、アドバイザー制度を利用するよう周知する。

							番号	21			
事業・取組名	農村景観	農村景観保全への取組について									
主要方策	静岡の景徳	静岡の景観を全ての地域から底上げする									
方策の展開	農山漁村	景観の	保全・泊	活用							
取組項目	■基本方質□事業に対					, .	導 ■ 1	普及•啓発			
部 局 名	経済産業	部			担当	4 課	農地整備詞	果			
概要	日本平地域周辺は、「有度山風致地区」や「三保久能海岸風致地 区」に指定されており、景観との調和に配慮した農業や基盤整備を 実施していく必要がある。										
景観形成に関す	する配慮事項	頁、進	め方								
 「矢部・村松滝川地区農村景観保全指針」を清水区内の土地改良区、JA しみずや関連行政機関へ配布し、本取組を広報誌等へ紹介するなど広く情報発信を行っていく。 本指針をモデルとし、清水区内の土地改良区を対象とした「農村景観保全指針「清水版」」を作成し、農村景観保全の取組み拡大を推進する。 											
事業・取組のス	事業・取組のスケジュール										
項目		1	短期	T .	T _	中期	長期				
曲井貝知几入井	MAL [N#J.	H29	H30	R 1	R 2	R 3	(R4∼R8	3) (R9以降)			
農村景観保全持 版」策定	百針「淯水										
農村景観保全の	の取組み						_				

平成30年度の実績・成果

- 「矢部・村松滝川地区農村景観保全指針」を清水区内の土地改良区、JA しみず や関連行政機関へ配布し、情報発信した。
- 「矢部・村松滝川地区農村景観保全指針」をモデルに「清水地域における農村 景観保全の手引き(案)」を作成。
- 静岡市土地改良連絡協議会(清水区内の18土地改良区、JAしみず、静岡市関係部局等)の情勢報告会(H30.1.15)で関係者に周知。
- 静岡市土地改良連絡協議会(H31.4.23)において手引きに基づき取り組むこと が確認され、清水地域全体の指針とした。





要因分析・改善点(成果が得られた要因あるいは得られなかった要因、課題等)

- 「清水地域における農村景観保全の手引き」の作成により、静岡市清水区内の 18 土地改良区や JA しみず等を通じて、多くの方に農村景観保全が周知された。
- 矢部土地改良区や村松滝川土地改良区では内規として、景観保全の取り組みを ルール化した。

今後の予定

() H30 完了 (O) 継続

- 関係土地改良区及び JA しみずから、組合員(農家)に「清水地域における農村 景観保全の手引き」の更なる周知を行う。
- また、地元農産物の高付加価値や新たな都市農村交流(みかんオーナー制、ウォーキングイベント等)等の農ビジネスとの連携を行う。

							番号	22
事業・取組名	ふじのくり	こ美し	く品格の	のある	見づく	り		
主要方策	静岡の景観	観を全	ての地	域から	底上げ	する		
方策の展開	農山漁村是	農山漁村景観の保全・活用						
取組項目	□基本方針						導 ■ 普	及•啓発
部 局 名	経済産業部	部			担当	4 課	農地保全課	
概 要	要 地域資源の保全等に先進的に取り組んでいる集落等を「ふじのくに美しく品格のある邑」として登録し、広く県民に情報発信する。 さらに、美しく品格のある邑のブランド力の向上を図るため、邑と 邑とが連携した自律的な活動を市町等との協働により支援する。							
景観形成に関す	トる配慮事項	頁、進	め方					
• 農村の活力の再生や個性の発現を図るため、景観阻害要因の修景や、棚田の復元等による農山村の美しい景観や伝統・文化、自然環境の保全・継承を推進するとともに、価値の継承に必要な体制作りを支援する。								
事業・取組のス	スケジューノ	レ					1	
項目		H29	H30	短期 R 1	R 2	R 3	中期 (R4~R8)	長期 (R9以降)
美しく品格の	ある邑づ							
くりの推進							-	
むらサポによ	る保全活							
動の啓発、サオ	パーター募						-	
集推進								
		_						

平成30年度の実績・成果

【広報】

- ふじのくに美しく品格のある邑として農山村の景観等 地域資源の保全に取り組む地域を新たに7地域登録。
- 各邑の景観保全等の取組を県民に広報する季刊誌を年 4回発行。
- しずおか農山村サポーター「むらサポ」により、農山村の美しい景観等の情報をメールマガジンやフェイスブック等 SNS にて発信 (H30 年度末までに約3,900 名が登録)



邑の取組を紹介する 季刊誌「むらのおと」

【多様な主体との協働】

• テレビ局と連携し、農山村の景観等を紹介する 番組を H29.10月~H30.10月にかけて放送。農 山村地域の美しい景観や景観保全の取組等を放 送し、県民に広く周知(平日5日間で1邑を紹 介。52地域(うち H30:29地域)を紹介した。)



農山村の景観保全活動等 を紹介する番組の放送

【人材の育成】

・農山村に関する課題等を相談できる「ワンストップ窓口を県内4地域に開設し、農村景観といった地域資源を情報発信する研修会等を開催したほか、個別の相談に対応した。(研修会7回、相談件数35件)

要因分析・改善点(成果が得られた要因あるいは得られなかった要因、課題等)

- 季刊誌等を通じた情報発信により、農山村地域の景観保全の必要性について、 県民に対して周知するとともに、メディアとの連携によって、県民に対して広 く情報発信ができた。
- ワンストップ窓口の研修会については、更なる周知を図ることで、参加者や相談件数を増やし、活用を促進する必要がある。

今後の予定

() H30 完了 (O) 継続

- 企業等多様な主体との連携を拡大し、より効果的な情報発信を行っていく。
- ワンストップ窓口の周知を図るとともに、地域のニーズに応じた研修会を開催することで、より多くの農山村地域の景観保全に関わる人材を育成していく。

	番 号 23
事業・取組名	豊かな暮らし空間創生の促進
主要方策	静岡の景観を全ての地域から底上げする
方策の展開	良好な市街地・産業地景観の確保
取組項目	□基本方針 □研究・検討 □規制・誘導 ■普及・啓発 ■事業における景観形成の推進 □その他
部 局 名	くらし・環境部担当課住まいづくり課
概要	"ふじのくに"ならではの多様なライフスタイルやライフステージへの対応として、生活と自然が調和する住まいづくりの推進、地域コミュニティの形成や景観に配慮した豊かな住環境を整備することにより豊かな暮らし空間を創生し、快適な暮らし空間の実現を図る。
早知此代に明し	

景観に配慮した住環境等を持つ住宅地である「豊かな暮らし空間創生住宅地」の 普及・啓発を図る取り組みを行う。

- ・ 一定の基準を満たした住宅地を「豊かな暮らし空間創生住宅地認定制度」により認定
- ・ 内陸フロンティア推進区域における住宅地整備に対する助成
- ・ 豊かな暮らし空間の実現に向けた、アドバイザーの派遣
- ・ 市町や事業者などを対象とした講演会の開催や、ホームページ等による積極 的な周知

項目			短期	中期	長期		
以口	H29	H30	R 1	R 2	R 3	(R4~R8)	(R9以降)
認定住宅地の整備							
住宅地整備の認定							未定
住宅地整備への助成							
普及・啓発							
アドバイザーの派遣							未定
講演会の開催等							未定

平成30年度の実績・成果

さくらこうり

- 「豊かな暮らし空間創生住宅地」に1団地「三島塚原優良田園住宅 桜 郷 里 (70 区画)」を新たに認定し、宅地開発事業費助成の交付を決定した。
- 「豊かな暮らし空間創生住宅地」の普及・啓発のため、事業者等を対象に、「戸 建住宅地の開発事業に伴う管理の重要性」に関する講演会や先行事例(富士市 「あしたの社」)の完成見学会を実施した。
- 令和3年度までに400区画の認定目標に対して309区画を認定している。

認定第8号「三島塚原優良田園住宅 桜郷里」

(三島市塚原新田地区)

○街並み全体の美しさに配慮し、良好な住環境と景観維持を目的とした 景観協定を設けている。

例:外壁の後退、色彩の基準、シンボルツリーの植樹 など



平均区画面積:約314 ㎡

配置図



イメージ図

要因分析・改善点(成果が得られた要因あるいは得られなかった要因、課題等)

- 認定制度や整備費助成制度の周知により、事業者の意識が高まりつつある。
- ゆとりある住宅地を普及していくことが良好な景観の形成にも繋がるため、新たな「豊かな暮らし空間創生住宅地」の掘り起こしを進める必要がある。

今後の予定

() H30 完了 (O) 継続

• 引き続き、完成見学会や研修会を開催するほか、企業訪問等を行い、認定制度 の周知とともに新たな住宅地の掘り起こしを図る。

			番	号	24			
事業・取組名	県費助成や許認可を通じた景観	儿形成						
主要方策 ありとあらゆる機会を活用して景観形成に取り組む								
方策の展開	県費助成や許認可等を通じた景観形成							
取組項目	□基本方針 □研究・検討 ■事業における景観形成の推進	■規制・誘□その他			普及•啓発			
部 局 名	交通基盤部	担当課	景観	まち	づくり課			
概 要	市町・県民・事業者等が行う 景観の形成を促進するため、県 携させた仕組みを構築する。				, , , , .			
景観形成に関す	トる配慮事項、進め方							

- 景観と密接な関係にある観光、子育て、福祉等の施設整備に対する県の補助制 度について、景観に配慮された施設整備が的確に行われるよう制度の見直しを 行う。
- 許認可制度についても、景観施策との連動を検討する。
- 静岡県景観づくり推進本部において、県費助成・許認可制度と景観施策との具 体的な連携方法について検討を行う。
- 平成 28 年度に実施した観光施設整備事業費補助金と景観施策の連携方法をモ デルケースとし、その他の県費助成・許認可制度と景観施策との連携方策を検 討する。

項目			短期	中期	長期		
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	(R4~R8)	(R9以降)
対象事業の整理							
連携方法の検討							
補助制度の見直し							

平成30年度の実績・成果

- ○緑のいえなみを整備する事業
- 住まいづくり課と連携し、既存の緊急輸送路や通学路等に面する危険なブロック 塀等の撤去事業にあわせて、景観に配慮した安全で美しいまちなみへの誘導を図 る制度を検討した。
- 令和元年度から、植栽や生垣等植地帯の形成による緑のいえなみの整備等に補助する市町に対して助成することとなった。



<緑のいえなみ整備のイメージ>

○観光施設整備事業

• 観光政策課が観光施設整備補助金を見直し、新制度(観光地域づくり整備事業補助金)を導入した。(平成30年度全県運用開始)

(主な見直し内容)

- ア 景観に配慮した整備(観光地エリア景観計画との整合)
- イ 補助対象の検討(詳細設計費、屋外広告物撤去費等)
- ・ 市町が「観光地エリア景観計画」と整合する「観光地域づくり整備計画」を策定 し、県がその計画に位置付けられた施設整備に対して助成することで、景観に配 慮した質の高い観光施設の整備を行う市町の取組を促進していく。

要因分析・改善点(成果が得られた要因あるいは得られなかった要因、課題等)

- 部局間で連携することにより、景観の視点を取り入れた新たな仕組み(緑のいえなみの整備事業)が構築された。制度を創設した市町がまだ少ないため、拡大を働きかけてゆく。
- 観光施設整備事業費補助金の見直しにより、景観との関連付けをより深めた。施設整備が景観に配慮して設計及び施工がなされているか確認する必要がある。

今後の予定

() H30 完了 (〇) 継続

• その他の県費助成・許認可制度についても、景観施策との連携の必要の有無を検討するため、対象事業の整理、連携方法の検討等を行う。

			番号	25
事業・取組名	景観形成活動の動機を高める普	及啓発の推	推進	
主要方策	自立した持続性のある県民・事	業者に根さ	ざした景観	形成を進める
方策の展開	景観に対する意識を変えていく	ための普及	及啓発	
取組項目	□基本方針 □研究・検討 □事業における景観形成の推進	□規制・認 □その他	, . ,	普及•啓発
部 局 名	交通基盤部	担当課	景観まち	づくり課
概要	県民、事業者による自発的な 形成への理解・協力に繋げるた	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
ᄝᇷᇝᆉᇅᆔᇜ	トフェス 歩ます みんナ			

- 景観に対して関心が低い県民・事業者にも関心、興味を持っていただくための 普及啓発や情報発信の方法等について、幅広く研究を行う。
- 現場レベルから景観に対する意識を高めるため、事業者、業界団体等に対して、 景観形成の趣旨、意義、規制内容等について周知を図る。
- 景観形成の取組の結果として得られた景観の魅力や地域経済への効果、周辺住 民の感想等について、継続的に発信を行う。
- 優れた景観形成に貢献している個人又は団体を表彰することにより、魅力ある 景観形成に対する県民の関心、意識の喚起・高揚を図る。

項目			短期	中期	長期		
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	(R4∼R8)	(R9以降)
効果的な普及啓発方法							
の研究							
事業者、業界団体等に対							
する普及啓発							
取組成果の継続的な発							
信							
 静岡県景観賞の授与							

平成30年度の実績・成果

• 静岡県景観賞が30周年を迎えたことを機に、これまで以上に、景観形成に携わる人々の活動への注目を高め、景観形成のストーリーが、より多くの県民の方に広く伝わるよう仕組みを再構築した。(応募件数25件)

《主な見直し内容》

- ・顕彰の対象を人々の活動と景観形成の両 面で優れたものとした。
- ・景観形成に取り組む人々が一堂に会し、 その活動や成果等を発表する場を設け た。
- ・発表者と聴講者が意見交換する場を設けた。







• 景観形成の広報素材として、景観に関するシーンやテーマをイラストと印象的なコピーで表現した景観ビジュアルデータを作成し、県や市町のパンフレット等に活用した。

要因分析・改善点(成果が得られた要因あるいは得られなかった要因、課題等)

- 景観賞への応募件数が減少傾向であるので、SNS等を活用して周知する必要がある。
- 景観賞主催会員が減少しているので、今後、運営資金が不足する恐れがある。

今後の予定

() H30 完了 (O) 継続

• 引き続き、様々な広報ツールを通じて、景観形成に対する県民の関心、意識の喚起・高揚を図る。

				番	号	26				
事	業•取組	名	景観形成を担う人材の発掘・育成	景観形成を担う人材の発掘・育成						
主	要方	策	自立した持続性のある県民・事業者に根さ	自立した持続性のある県民・事業者に根ざした景観形成を進める						
方	策の展	開	景観形成を担う人材の育成							
取	組項	目	□基本方針 □研究・検討 □規制・誘□事業における景観形成の推進 ■その他			普及•啓発				
部	局	名	交通基盤部 担当課	景観	まち	づくり課				
概		要	県民、事業者による自発的な景観形成に 担っていける人材の発掘・育成を行う。	おい	て、「	中心的な役割を				

- 大学と連携し、景観に関する公開講座を開設する。
- 学生が地域の景観形成の活動に参画することで単位を取得できる仕組み等を検討する。
- 景観マイスターや景観アドバイザー認定など、県独自の資格認定制度を検討する。
- 学校教育や生涯学習で活用できる景観学習教材を開発するとともに、これら教育の場への講師の派遣等を推進する。
- 行政と民間を繋ぐ中間組織(人材ネットワーク・地域マネジメント組織)の立 ち上げを検討する
- 恒常的に県内で活動できる専門家を育成し、多様な専門分野の専門家集団をつくることを目指す。

項目			短期	中期	長期		
坎口	H29	H30	R 1	R 2	R 3	(R4~R8)	(R9以降)
大学との連携							
公開講座の開設、連携検討・							
資格認定制度の創設							
事例調査、制度検討							
認定制度運用							
景観学習教材の作成							
事例調査、教材作成							
学校等へ配布、活用							

平成30年度の実績・成果

(景観学習教材の作成)

- 県教育委員会と連携して、「景観学習推進ワーキンググループ」を設置し、景観 学習教材について検討を重ねた。
- その結果、平成31年3月に小学校の教員(指導者)向けに「景観まちづくり学習の手引き(案)」を策定した。
- 御殿場市立原里小学校で景観学習を試行的に実施したところ、子供たちも意外と「景観」に興味を持つこと、これまでの学習に「景観」を足すことで学びに深みが増すことが確認できた。
- 県教育委員会の協力により、次年度から研究指定校を指定して景観学習を行い、 学習成果を手引きの改訂や景観学習の普及啓発に活用することとなった。





(県内大学との連携)

- 静岡文化芸術大学教授を招聘し、県・市町職員を対象に景観セミナー「ふじの くに茶の都ミュージアム景観のお仕事見聞会」を開催し、県公共施設を題材に 景観設計の考え方を学んだ。
- 建設技術監理センターが進める静岡大学「学際科目・地域創造学環」静岡県連携講義の中で、大学生を対象に景観形成の重要性について講義した。

要因分析・改善点(成果が得られた要因あるいは得られなかった要因、課題等)

- 県内大学や庁内関係各課と連携した取組により、進捗を図ることができた。
- 景観学習について、研究指定校以外の小学校への普及方法が課題である。

今後の予定

() H30 完了 (() 継続

- 引き続き県内大学や庁内関係部局と連携して取り組む。
- 景観まちづくり学習研究指定校による学習を進める。学習結果をもとに、手引きを改訂する。また、景観まちづくり学習の普及啓発を図る。

							番号	27	
事業・取組名	景観形成	景観形成を支える財源の確保・支援							
主要方策	自立した	持続性	のある	県民・	事業者は	に根ざ	した景観	形成を進める	
方策の展開	景観形成	を支え	る財源の	の確保	・支援				
取組項目	•	□基本方針 □研究・検討 □規制・誘導 □普及・啓発 □事業における景観形成の推進 ■その他							
部 局 名	交通基盤	部			担当	自課	景観まち	づくり課	
概要		県民、事業者等による景観上価値のある建築物の保存や改修、先進的な景観形成活動等が継続的に行えるよう、資金の確保、支援を行う。							
景観形成に関す	ナる配慮事項	頁、進	め方						
 景観形成に関する活動を行っている団体と、社会貢献活動を検討中の企業のマッチングを行う(セミナーや研修会を活用した意見交換の場づくり等)。 さらに、必要となる資金の確保に向けて、各種手法を研究し、景観形成に取り組む所有者や活動団体への支援内容を拡充する。 中長期的には、ファンド(基金)創設や景観税の導入について検討を行う。 									
事業・取組のス	スケジュー	レ					1	T	
項目		1100	1100	短期	Ι	I	中期	長期	
見知心己江動	田よしん	H29	H30	R 1	R 2	R 3	(R4∼R8	3) (R9以降)	
景観形成活動 業との意見交換									
財源確保の研究									
**J (/小川) ブ	九								

平成30年度の実績・成果

- 優れた景観形成に貢献している個人又は団体を表彰する静岡県景観賞を、昭和 63年の賞創設以来初めて、表彰式に加え景観形成に取り組む人々が一堂に会し、 その活動や成果等を発表する場に変え、活動内容を幅広に周知した。
- また、取組発表者同士や取組発表者と聴講者が意見交換する交流タイムを設け、 参加者間の交流を促進した。







<参加者の声>

- 交流タイムで各発表者から直接話を聞けて良かったです。
- 交流タイムはプレゼンでは聞けない、景観保全への苦労話が聞け、 有意義な時間でした。今後もこの取り組みを続けて頂きたい。
- 交流タイムの機会は大変よかったです。

景観形成に取り組んでいる団体の活動を支援するため、静岡県景観形成推進アドバイザーを派遣できるよう静岡県景観形成推進アドバイザー制度実施要綱を改正した。(施行日 平成31年4月1日)

要因分析・改善点(成果が得られた要因あるいは得られなかった要因、課題等)

- 景観賞という従前の仕組みを再構築したことで、比較的容易に意見交換の場づ くりが可能であった。
- 様々な機会を利用し、景観形成活動団体との意見交換や交流の場を設けているが、単発的であり、継続的な活動支援ができていない。

今後の予定

() H30 完了 (O) 継続

- 引き続き静岡県景観賞を意見交換の場として活用していく。
- 景観形成活動団体による静岡県景観形成推進アドバイザー制度の利用を促進する。

		番	号	28
事業・取組名	景観形成推進コーディネーターの養成			
主要方策	景観形成をマネジメントする			
方策の展開	技術力の向上			
取組項目	□基本方針 □研究・検討 □規制・記 □事業における景観形成の推進 □その他		7	普及•啓発
部 局 名	交通基盤部 担当課	景観。	まち	づくり課
概要	景観行政担当者が景観形成において求るよう、専門的な知識・経験を習得できる			= =
	L 7 平1 去 去 工			

- 景観行政担当者が抱えている課題、ニーズに応じた研修内容を検討する。
- 他都道府県等で実施されている先進事例を調査し、有効かつ適用可能な研修内容を検討する。
- セミナーや研修会等、景観に関して実践的に学習できる機会を継続的に提供する。開催に当たっては、県内大学等との連携を考慮する。
- 先進地現地調査(国内、海外)を企画するとともに、調査結果をレポートや小冊子として取りまとめ、景観行政担当者に向けて情報提供を行う。
- 知識研鑽に励んでいる景観行政担当者を評価するため、CPDプログラムの導入、景観形成推進コーディネーターへの認定等を検討する。

事業・取組のスケジュール 短期 中期 長期 項目 (R4~R8) (R9以降) H29 H30 R 1 R 2 R 3 研修会、先進地現地調査 の実施 技術力評価の検討 事例調查、制度設計 CPD プログラム運用 景観形成推進コーディネーター認定

平成30年度の実績・成果

- 県・市町の職員等を対象に景観セミナーを計8回開催し、約400人が参加した。
- 静岡文化芸術大学教授を講師に迎え、「ふじのくに茶の都ミュージアム景観のお 仕事見聞会」を開催し、県公共施設を実際に見て、聞いて(景観設計の考え方)、 自ら考える景観セミナーを開催した。



<参加者の声>

- 座学だけより実際のケースを見て納得できることが多かった。
- 利用者の動線や空間の感じ方を変えた手法、考え方が素晴らしいと思った。
- プロカメラマンを講師に迎え「景観写真撮影講座」を開催し、景観形成の成果 を伝えるための写真の撮り方を学んだ。、また、学んだ内容を基に参加者が撮影 し、それを講師が講評することで、一層理解を深めた。



※写真は一部加工済み



• 観光地エリア景観計画策定に伴うワークショップへの臨場研修を行い、市町に対して、有識者の意見を取り入れることの意義、地域住民の意見集約方法等を 伝えた。

要因分析・改善点(成果が得られた要因あるいは得られなかった要因、課題等)

- 実践的な研修を実施したことで、多数の県・市町職員が参加した。
- 景観セミナーを受講する市町・職員が固定化してきている。受講していない市 町・職員にも受講してもらうための工夫が必要である。

今後の予定

() H30 完了 (O) 継続

引き続き、実践的な研修の開催及び技術力評価方法の検討等を行う。

			番	号	29
事業・取組名	多面的なモニタリングの実施				
主要方策	景観形成をマネジメントする				
方策の展開	外部視点による評価				
取組項目	□基本方針 □研究・検討 □事業における景観形成の推進	□規制・記□その他		= -	普及•啓発
部 局 名	交通基盤部	担当課	景観る	まち	づくり課
概 要	地域住民が気付いていない地 景観形成を実現するため、多様 だくとともに、発見された地域 信する。	な外部の初	見点かり	う意	見・提言をいた

- 現地視察や座談会を通じて、国際識者、地域外住民、地域外行政団体等の多面的な外部の視点から見た静岡県の景観、感動した景観、残念な景観等に関する意見を聴取し、静岡らしい景観とは何か、何を磨いて、何を改善すれば良いかを検討する。
- 国際識者は、マスメディアで活躍する有識者、外国人研究者のほか、自治体や 大学等で活躍・研修している職員、県内企業に務める外国人等、多様な人材か ら検討する。
- 現地視察及び座談会の様子はレポートにまとめ、地域住民や県と関わりのある 有識者等に向けて情報発信を行う。
- 開催結果を見聞録的にまとめたものをWEBページやリーフレット等の多様な 媒体を通じて発信する。また、中長期的には英語等による多言語発信を検討す る。

事業・取組のスケジュール 項目 短期 短期 中期 長期 (R9以降) 現地視察、座談会 「特報発信 多言語化

平成30年度の実績・成果

- 静岡県の景観施策等について専門的、技術的な助言等を受けるため、緑地環境 学、景観工学、教育、観光・広報等の専門家 10 名で構成する「静岡県景観懇話 会」(以下「懇話会」という)を、平成30年8月に開催し、幅広い視点から助 言等をいただいた。
- このうち1名は、国際識者(外国人)であり、国際的な視点から助言等をいた だいた。
- 懇話会では、大規模太陽光発電設備の適正導入に向けた取組について検討し、 「必ずしも排除が最良ではなく地域の振興につなげる考え方もあるので、地域 づくりの問題の一環としてさらに検討すべきである。」「土砂流出等による河川 や海洋の汚染が二次的な景観改変を引き起こすことも考えていくべきである。」 等、大所高所からの提言をいただいた。
- 懇話会からの提言を受け、県の景観施策等について検討する庁内組織「静岡県 景観づくり推進本部」において、大規模第要綱発電設備の適正導入については、 景観施策での対応のみならず、今後も引き続き関係部局が主体的に対応するこ とを確認した。
- 懇話会及び静岡県景観づくり推進本部の開催結果を県ホームページに掲載し、

県の取組状況について情報発信を

行った。

森町の景観まちづくりの検討に当 たり、多様な外部の意見をを聞くた め、景観の専門家である景観アドバ イザーに加え、県内大学の中国人留 学生2人から意見を聴取した。 (右写真)



要因分析・改善点(成果が得られた要因あるいは得られなかった要因、課題等)

- 景観施策を検討・評価する組織、体制を整えたことで、継続的に実施できた。
- 継続的な情報発信や情報の多言語化には、人員及び予算の確保が必要である。

今後の予定

() H30 完了 (O) 継続

• 引き続き、多様な外部の視点から提言等をいただく。また、提言内容等を県ホ ームページ等で情報発信していく。

(2) 行動計画(B) 評価結果

評価対象の62の事業・取組全て「A: 計画どおり進捗している」という評価結果となりました。

次頁以降に事業・取組ごとの評価結果を示します。

行動計画(B)評価書の見方、構成

No	主要方装	事業・政制名	計画期間中(H29~P8)の 主な事業・取組予定	部馬名	担当課	平成50年度実績 (景観形成に寄与、景観形成上考慮した事項)	評価	T
ı		定点観測地点からの展望 最初の観察	地元市町による県内口管所における定点根別により、初界に 人り込む服害変図についてお摘する。	文化·観光部	富士山世界連座 課	定点報測地点からの展望豊報に係る影響要用は確認されず、良好な富士山の味めが保全で包 ている。その内容は、平立29年度が温暖開発者に係る年文報告書として平成31年3月開催の富士山世界文化運産協議会において承諾された。	А	İ
2	主要方装1 広域景観 形成を	ぐる9高士山風景街道(日 本風景街道)の取制経進	国や関係市町との遊携を使じした。状実主体の注動に参加 し、広報などの他変支護を実施する。 富士山の代記例な道路委覧等専に向けた機能的な政治・政 観を実施するととない、例410月の1か月間ぞじても9高士山 展別時期を成功にてい、第士名市前期が匿名中心とした非 開設路を実施していく。	交通基盤部	活得全面課	10月から11月までの2か月間をくるり塞土山風景街道一周湾得到間として、地域信託、NPO、全 第七行政の日集のもと、富土山周辺の支護環境天代活動を実施し、地域の最軽的な魅力を高めた。		Ī
3	さらに加速させる	駿河湾の世界で最も美しい 湾クラブ関連事業の推進	沿岸市市や加盟他湾との遊携・協働による區内外への情報費 依要行う。	交通基盤部	浩光全亚汉	してのような様々な活動を近じて、就河湾の美しい及戦を認がし、異戦の保護を考える機会を作べなかっていた場合で表現できまままして、就河県フェリーを活用した「最内域報力 利力展生・フー・大変形。 ・ 治計 11 回転で乗転を対した自会が発生を対す。 ・ 治力 11 回転で乗転を対した自会が発生 ・ 一 20 円 11 回転で乗転を対した自会が表現が表現が表現が表現し、第今ラブルに対震する 東京をデザインした前分を主張を担、数可能を呼ん。 ・ かかけ、日本に対していた前分を支出版を担、数可能を作ん。	А	
4		湾水都心WF地区開発基本 方針の製定	他改復犯移枢、大型客船受入调场整体、防润堤整体、标地整体合行。	交通基盤部	法指定直接	国装地区に対ける店並整備については、「清水器心附近区デザイン専門業会達」に終り、エリアの環境を納みながら専門業から取実を送けつつ、西部語等を指数違訂などの空間デザインを選せている。表のでは、「かなどまっている。 金銭をひまった。「かなどまっているかさい」、分別な意味的ほど記述した新設計画を変立っている。 の場合の影響に基手し続っている。	А	
5		実時国際辺地区「文化力の 製食」形成核計事業	「文化力の倒点」の形法にあたり、楽器・景観へ配慮する。	文化·観光部	文化力の総点構造器	「文化力の製造」プロジェクトチーム内に設置した空間構成・景観タスクにおいて、特局市が作成 した東時間対応景観形成器スカからどを指すえ、映図や景観に配慮した実設となるよう、超設 整濃に向けた検討を実施した。	А	İ
6		日本平山田シンボル抵役の整備	文化財保護法、県立自部公開条制及び終電市景観条例に基づき原資施設を整備する。	文化·観光部	机光成装课	世界進度高士山と終大ら終門家を一並できる資道施設 要新「日本平学チラス」を平成30年11 月に開催した。本価設は、文化財産製造・名源日本平の財政変更の許可を受け、期間の自然 実験と同期した協定した。 平成397度末均ので、年度日報の5万人が大きく上間さら6万人に即来額が北北いたおり、本業 の実いで表現等を分別に成えることができた。	А	Ī
7	主要方策2	無電柱化の指差	市町の安定する景観計画等を指すえつつ、道路管理者と閣線 管理者、地元自治体と連携・調整して、実施管所の選定を図 り、無難社化の推進に努める。	交通基盤部	道路全直理	「自糸ノ湾用辺地区」において、平成30年12月に銀電柱化が完了し、自糸の湾観光案内所から の第主山の終望が改善された。	A	Ī
8	国内外に 時れる 高質な 公共空間 を形成する	わかりやすい道案内の推 進	主要な観光地において、観光施設等を案内する構築の多言語 化(4ヶ国)を実施する。 道路案内構像の実態表記ルールを献しし、改善する。	交通基盤部	道路保全課	ラグビーW特及び支京オリンピックパラリンピックの開催にあたり、アクセスルートの美語表記の 広告を優先的に実施し、地場内外の人の訪問に着与した。	A	
9	Eloky	津波対策「勢司方式」の整 連	伊豆平島沙岸10亩前にて、市町と道機し、地域作区や進業開 係者等、様々な立場の方々の参加による海波対策地関係 会において、地域の特性を指定えた最も相同しい岸波対策の 検討を行い、方針を決定する。	交通基盤部	河川全西源	は立ちを上音を・利用等のは初り過程例を対象の組みを終えたが、自然は等の系は整体と 個本物の管理などが成の実際にあった。2021年で、2021年度を実施でいる。 や。2021年3月末2日とは他を「非安川美の方針」と、そらにの特色で「非安川美の方針(中日報 他)がたりまとまった。	А	
10		最親デザインの基本方針に 基づいた防環境整備の実 他	訪測認本体工事の選挙に併せて利活用等に養する施設を整 傷する。	交通基盤部	河川海岸整備課	派松島漢雄は平成31年3月末までに全体征表17.5mのうち、10.8mの区間について報高15mまでの業雄が発了し、英雄に合わせて利用用のための環境や影響を撤退した。	A	Ī
п		津波遊覧携事構譲の設置	時間景深波遊遊標準裕計による統一規格に基づく分かりやす 4、標準の設置を作業する。	危機管理部	危機情報設 危機政策認	「特別書」決定者和政策が1 にいて、市市が整備する決定が経済場所度の図25号やや、レイ の場合を終ったが、大型のでは、 これにより、中郊の今後に市が非線した60名の設定者解析が5、から近くか当時に環境し ものとなっており、別等的の後したが非線である。これで、 対荷産業のとからの 取りに現場していない 単については、食物への影響はお称。たつ、 対荷産業の上のたのの 又であるものの、今節を、音形によりでは、近年に入る権害的改善を得て、他からから、 文であるものの、今節を、音形によりでは、近年に入る権害的改善を得て、他からから、	А	
								_
			\bigvee			\bigvee		

①平成30年度実績

計画内容に対する平成30年度の実績・成果(H31.3.31現在) 事業・取組の実績とともに、<u>景観形成に寄与・景観形成上考慮した事項を記入</u> (参考「景観配慮がまちづくりに及ぼす効果」(出典:国土交通省資料))

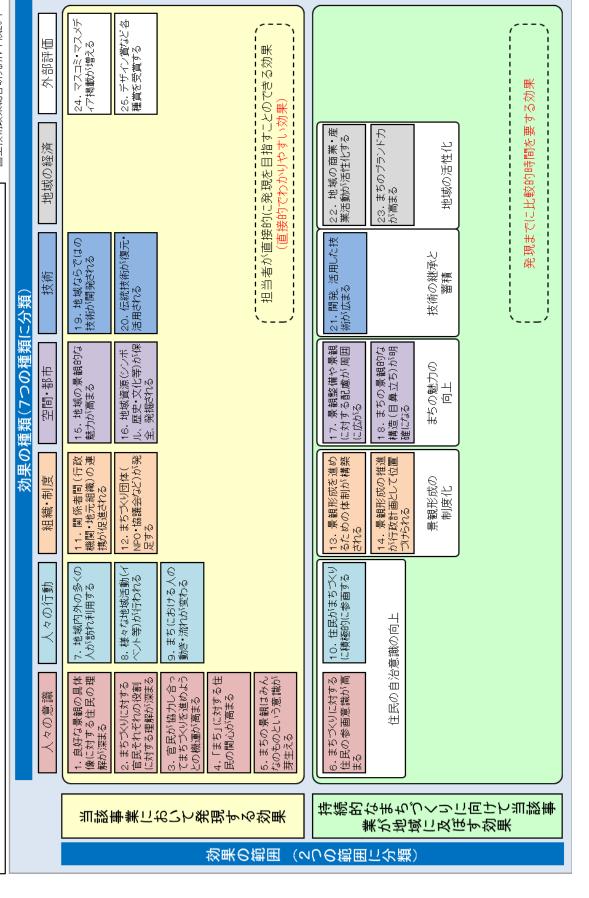
②評価

評価区分に基づく担当課の自己評価結果

景観配慮がまちづくりに及ぼす効果

出が地域のまちづくりに及ぼす効果(まちづくり効果)』の高まりが期待できる。 による良質な空間の 公共事業を進める際に、景観配慮をすることで『公共事業』 讏

出典:『「まちづくり効果」を高める公共事業の進め方(案)~公共事業における景観配慮の事例に学ぶ~』国土技術政策総合研究所,平成28年国土技術政策総合研究所,平成28年



行動計画(B)評価結果一覧

No	主要方策	事業・取組名	計画期間中(H29~R8)の 主な事業・取組予定	部局名
1	主要方策1 広域景観 形成を さらにか させる	定点観測地点からの展望 景観の観察	地元市町による県内11箇所における定点観測により、視界に入り込む阻害要因について把握する。	文化・観光部
2		ぐるり富士山風景街道(日 本風景街道)の取組推進	国や関係市町との連携を密にした、地域主体の活動に参加し、広報などの側面支援を実施する。 富士山の包括的な道路景観管理に向けた継続的な検討・取組を実施するとともに、例年10月の1か月間を「ぐるり富士山風景街道一周清掃」として、富士宮市朝霧地区を中心とした清掃活動を実施していく。	交通基盤部
3		駿河湾の世界で最も美しい 湾クラブ関連事業の推進	沿岸市町や加盟他湾との連携・協働による国内外への情報発信を行う。	交通基盤部
4		清水都心WF地区開発基本 方針の策定	物流機能移転、大型客船受入環境整備、防潮堤整備、緑地整備を行う。	交通基盤部
5		東静岡周辺地区「文化力の 拠点」形成検討事業	「文化力の拠点」の形成にあたり、眺望・景観へ配慮する。	文化・観光部
6	主要方策2	日本平山頂シンボル施設の整備	文化財保護法、県立自然公園条例及び静岡市景観条例に基づき眺望施設を整備する。	文化・観光部
7		無電柱化の推進	市町の策定する景観計画等を踏まえつつ、道路管理者と電線 管理者、地元自治体と連携・調整して、実施箇所の選定を図 り、無電柱化の推進に努める。	交通基盤部
8	国内外に 誇れる 高質な 公共空間	わかりやすい道案内の推進	主要な観光地において、観光施設等を案内する標識の多言語 化(4ヶ国)を実施する。 道路案内標識の英語表記ルールを統一し、改善する。	交通基盤部
9	を形成する	津波対策「静岡方式」の推進	伊豆半島沿岸10市町にて、市町と連携し、地域住民や漁業関係者等、様々な立場の方々の参加による津波対策地区協議会において、地域の特性を踏まえた最も相応しい津波対策の検討を行い、方針を決定する。	交通基盤部
10		景観デザインの基本方針に 基づいた防潮堤整備の実 施	防潮堤本体工事の進捗に併せて利活用等に資する施設を整備する。	交通基盤部
11		津波避難誘導標識の設置	静岡県津波避難標識指針による統一規格に基づく分かりやす い標識の設置を推進する。	危機管理部

担当課	平成30年度実績 (景観形成に寄与、景観形成上考慮した事項)	評価	No
富士山世界遺産課	定点観測地点からの展望景観に係る阻害要因は確認されず、良好な富士山の眺めが保全できている。その内容は、平成29年度経過観察指標に係る年次報告書として平成31年3月開催の富士山世界文化遺産協議会において承認された。	A	1
道路企画課	10月から11月までの2か月間をぐるり富士山風景街道一周清掃期間として、地域住民、NPO、企業と行政の協働のもと、富士山周辺の道路環境美化活動を実施し、地域の景観的な魅力を高めた。	A	2
港湾企画課	以下のような様々な活動を通じて、駿河湾の美しい景観を認知し、景観の保護を考える機会を生んでいる。 ・「湾クラブ」に加盟する駿河湾の普及啓発事業として、駿河湾フェリーを活用した「駿河湾魅力発見親子ツアー」を実施。 ・沿岸11市町で撮影された作品を対象に駿河湾フォトコンテストを実施。 ・マックスバリュ東海㈱と駿河湾沿岸に本社や工場を置く企業が連携し、「湾クラブ」に加盟する駿河湾をデザインした商品を企画販売し、駿河湾をPR。 ・沿岸11市町担当者による第3回駿河湾連携組織立上準備会を開催した。	A	3
港湾企画課	当該地区における施設整備については、「清水都心WF地区デザイン専門家会議」に諮り、エリアの模型を囲みながら専門家から助言を受けつつ、施設配備や施設意匠などの空間デザインを進めている。 会議等の結果を受け、"みなとまち"にふさわしい良好な景観形成に配慮した施設計画を策定中であり、一部緑地の整備に着手し始めている。	A	4
文化力の拠点推進課	「文化力の拠点」プロジェクトチーム内に設置した空間構成・景観タスクにおいて、静岡市が作成 した東静岡地区景観形成基本方針などを踏まえ、眺望や景観に配慮した施設となるよう、施設 整備に向けた検討を実施した。	Α	5
観光政策課	世界遺産富士山と雄大な駿河湾を一望できる展望施設 愛称「日本平夢テラス」を平成30年11月に開館した。本施設は、文化財保護法(名勝日本平の現状変更)の許可を受け、周囲の自然景観と調和した施設とした。 平成30年度末時点で、年間目標(30万人)を大きく上回る64万人に御来館いただいており、本県の美しい景観を多くの方に伝えることができた。	A	6
道路企画課	「白糸ノ滝周辺地区」において、平成30年12月に無電柱化が完了し、白糸の滝観光案内所からの富士山の眺望が改善された。	A	7
道路保全課	ラグビーW杯及び東京オリンピックパラリンピックの開催にあたり、アクセスルートの英語表記の改善を優先的に実施し、地域内外の人の訪問に寄与した。	A	8
河川企画課	津波防災と景観・利用等の調和や避難困難地区の解消を図るため、防潮堤等の施設整備と避難体制の整備など地域の実情にあった津波対策について検討を重ねている。 平成31年3月末までに24地区で「津波対策の方針」を、さらに9地区で「津波対策の方針(中間報告)」がとりまとまった。	A	9
河川海岸整備課	浜松防潮堤は平成31年3月末までに全体延長17.5kmのうち、10.3kmの区間について標高13mまでの築堤が完了し、築堤に合わせて利活用のための階段や斜路を整備した。	A	10
危機情報課 危機政策課	「静岡県津波避難標識指針」において、市町が整備する津波避難誘導標識の図記号や色、レイアウト等を統一するよう促している。 これにより、平成30年度に市町が整備した498基の津波避難標識うち、497基が当指針に準拠したものとなっており、沿岸部の統一した景観形成に寄与している。 指針に準拠していない1基については、景観への影響は軽微、かつ、避難意識向上のための工夫ではあるものの、引き続き、指針に基づく統一規格による標識の設置を市町に働きかける。	A	11

No	主要方策	事業•取組名	計画期間中(H29~R8)の 主な事業・取組予定	部局名
12	主要方策2 国内外に 誇質な る 会共空間 を形成する	公共建築物等での県産材 利用促進	木材需要拡大庁内会議、地域連絡会、県産材利用講習会・セミナー、ふじのくに木使い建築施設表彰を開催する。	経済産業部
13		産業廃棄物適正処理·不法 投棄対策事業	不法投棄の撲滅等を図るため、不法投棄の監視パトロール等を実施する。	くらし・環境部
14		不法投棄未然防止緊急対 策事業費助成	廃棄物の不法投棄の未然防止に資する事業を実施する市町 に対し、設置費用を助成する。	くらし・環境部
15		多自然川づくりの推進	河川整備を行うにあたっては、多自然川づくりを基本とし、多自然工法の検討を実施する。	交通基盤部
16		養浜を主体とした侵食対策 の実施	計画量の養浜の継続と必要最小限の構造物の設置を実施する。	交通基盤部
17		海岸漂着物等対策事業費助成	海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制を行う市町に対し、 環境省の地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対 策推進事業)を活用し、助成を行う。	くらし・環境部
18		放置艇プレジャーボート対 策(浜名湖)	二級河川浜名湖(都田川)等における、不法係留船や放置艇のパトロール調査、放置艇や沈廃船の緊急移動・撤去等を行う。	交通基盤部
19	主要方策3	造林事業	森林を適切に管理するため、森林所有者等が行う森林施業 (保育、間伐等)を造林事業等により支援する。	経済産業部
20	静岡の 景観を 全ての 地域から	治山事業	保安林の機能回復、強化を図るとともに、森林景観の改善に努める。	経済産業部
21	底上げする	静岡県森林景観形成ガイド ラインの普及啓発	森林土木工事の設計者や民間事業者に対し情報提供する。	経済産業部
22		都市山麓グリーンベルト整備事業	竹林の拡大防止や植樹など、植林帯の維持や里山の保全を 定期的かつ永続的に実施する。	交通基盤部
23		富士山麓不法投棄廃棄物撤去事業費助成	富士山の世界文化遺産登録に係る構成資産及び緩衝地帯 (三保松原を除く。)並びに保存管理区域に不法投棄され、残 置された産業廃棄物の撤去に取り組む非営利団体等に対し て、助成を行う。	くらし・環境部
24		茶草場農法実践者の応援 制度の確立	茶草場農法応援企業の募集・登録及び、連携した作業支援を 行う。 茶草場農法の広報と実践者認定マーク入り商品のPRを行う。	経済産業部
25		わさび田の保全と活用	静岡わさび農業遺産推進協議会の活動を支援する。	経済産業部

担当課	平成30年度実績 (景観形成に寄与、景観形成上考慮した事項)	評価	No
林業振興課	「"ふじのくに"公共建築物等木使い推進プラン」に基づき、県の率先利用を進め、地域連絡会や県産材利用講習会・セミナー等を開催し、市町等の取組を促進することで、木材を利用した良好な景観形成に対する関心を深めた。「第2回ふじのくに木使い建築施設表彰」を行い、県産材利用の模範となる建築物を表彰した。	A	12
廃棄物リサイクル課	不法投棄の撲滅等を図るため、不法投棄の監視パトロール等(通常パト・夜間監視等:約150回、統一パト:2回、休日等委託パト:計230回 等)を実施し、県内の良好な景観の形成・保全を図った。	A	13
廃棄物リサイクル課	廃棄物の不法投棄の未然防止に資する事業を実施する6市町に対し、設置費用を助成し、県内の良好な景観の保全を図った。	A	14
河川海岸整備課	一級河川稲瀬川において、河道掘削工の施工にあたり、治水機能の確保と併せ、水生生物の生育環境に配慮した工事を実施した。その後、施工前後の水生生物のモニタリング調査結果をまとめ、当該箇所の自然環境の復元を確認した。このことにより、河川景観の保全を図った。	A	15
河川海岸整備課	計画量の養浜の継続と必要最小限の構造物の設置を実施する侵食対策方針に基づき、養浜工を実施し、海岸の景観保全を図った。	A	16
廃棄物リサイクル課	海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制を行う15市町に対し、環境省の地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)を活用して助成し、海岸の良好な景観の保全を図った。	A	17
河川砂防管理課	(公財)浜名湖総合環境財団や関係市町と共にパトロールを実施し、撤去指導等を行うことにより、浜名湖の景観保全を図った。	A	18
森林整備課	森林整備(保育・除間伐)により、適切に管理された美しい森林9,971haを創出し、良好な森林景観を形成した。	A	19
森林保全課	荒廃山地の復旧や、過密林分における本数調整伐により、良好な森林景観を形成した。	A	20
森林保全課	森林土木工事や林地開発許可に当たり、森林景観形成ガイドラインに配慮した事業実施を指導した。	Α	21
砂防課	庚申塔沢における管理道の整備(木製階段工100段、筋工L=30~50m)や間伐作業等を実施した。材料を木製にする等、景観を考慮した。	A	22
廃棄物リサイクル課	富士山の世界文化遺産登録に係る構成資産及び緩衝地帯(三保松原を除く。)並びに保全管理 区域に不法投棄され、残置された産業廃棄物の撤去に取り組む非営利団体(1団体)に対して助成し、富士山世界文化遺産区域の良好な景観の形成を図った。	A	23
お茶振興課	以下のとおり、伝統技術の維持・活用に取り組んだ。 ・茶草場農法により生産された茶商品の販売登録者数 138社(H30年度末現在) ・作業応援ボランティア参加者数 132名(このうち、参加企業数 5社) ・世界農業遺産認定地域と連携した首都圏等でのPR実績 8回 ・生物多様性貢献度表示シール販売数累計 3,788千枚(H30年度末現在) ・開発した新商品数 4商品(H30年度)	A	24
農芸振興課	世界農業遺産認定をきっかけとし、わさび生産者、地域住民によるわさび田周辺の景観保全への意識が高まっている。 ・わさび田周辺の草刈 ・耕作放棄田の再生利用 ・景観と調和した遮光資材の導入(緑色寒冷紗の導入、新資材の実用性評価)	A	25

No	主要方策	事業·取組名	計画期間中(H29~R8)の 主な事業・取組予定	部局名
26		世界かんがい施設遺産登録の支援	世界かんがい施設遺産登録を支援する。 世界かんがい施設遺産のPRを行う。	経済産業部
27		景観農業振興地域整備計	市町が策定する景観農業振興地域整備計画を支援する。	経済産業部
		画の策定支援	景観行政担当者会議等において、制度の周知等を行う。	交通基盤部
28		耕作放棄地対策の推進	農業者が行う再生作業等の取組に対して支援する。 耕作放棄地の再生利用事例や手法を研究するためのシンポ ジウムを開催する。	経済産業部
29		(公財)静岡県グリーンバン ク環境緑化事業への支援	(公財)静岡県グリーンバンクが県民の協力を得て行う環境緑 化事業に対し助成する。	くらし・環境部
30		街路整備事業	景観や環境に配慮した歩道舗装や照明、街路樹等を設置する。 無電柱化を推進する。	交通基盤部
31	主要方策3 静岡の景観	公園·緑化推進事業	市町が行う都市緑化に貢献する公園やその他緑化施設の整備事業に対して補助を行う。	交通基盤部
32	を全ての 地域から 底上げする	河川海岸環境整備事業	瀬戸川保福島地区の親水公園整備及び大井川梅高地区の親 水公園整備等を実施する。	交通基盤部
33		空家等対策	県と全市町で構成する空き家等対策市町連絡会議により情報提供を行なうとともに、特定空家対策の推進に取り組む。	くらし・環境部 交通基盤部
34		富士山麓フロンティアパーク小山造成事業	富士山麓フロンティアパーク 小山(小山湯船原工業団地)の造成にあたり『富士山を借景にした森に佇む工業団地』をコンセプトに、富士山の眺望確保のため、富士山側の道路は電線地中化する。また、新たに設置する緑地には潜在自然植生を尊重した樹種を選定し自然環境との調和を図る。	企業局
35		市町の条例の策定や運用 に関する助言 工場緑化セミナーの実施	随時の情報共有やアドバイスを行う。 市町と協働して、工場緑化や企業が行う環境活動に関するセミナーや見学会を実施する。	経済産業部
36		連絡協議会の開催	「特別名勝富士山及び史跡富士山保存管理連絡協議会」及び 「名勝伊豆西南海岸保存管理連絡協議会」を定期的に開催す る。	文化•観光部
37		文化財の指定、整備・活用の促進	県文化財保護審議会を開催する。 文化財指定に向けた調査を実施する。 国、市町の調査事業への助言・協力等を行う。 文化財保存費等の補助を行う。	文化•観光部

担当課	平成30年度実績 (景観形成に寄与、景観形成上考慮した事項)	評価	No
農地計画課	地域の景観を構成する世界かんがい施設遺産のPRを行った。 (PR動画を作成し、東館2階の展示スペースで公開した。)	A	26
農地利用課 農地計画課 農地保全課	農地計画課 辰山村地域の良好な京観を形成するにめ、本計画については随時説明を行っているが、平成30		27
景観まちづくり課	県内市町の景観担当者に対して、景観法等基礎知識や県の景観施策等を説明する会議を開催し、その中で、景観農業振興地域整備計画の周知を図った。		
農業ビジネス課 農地計画課	平成30年度は200haの荒廃農地(耕作放棄地)の再生が図られ、地域の景観的魅力が高まった。そのうち、荒廃農地等解消総合対策事業により15ha、経営体育成基盤整備事業等で6.9haの荒廃農地が解消された。平成31年1月30日に耕作放棄地再生・活用等シンポジウムを開催し、一般県民や農業者、農業関係団体等に対し、耕作放棄地再生への意識啓発を図った。	A	28
環境ふれあい課	緑化グループ活動の支援106団体、景観づくり団体の支援17団体、優良景観樹木保全事業実施22箇所、住民参加による芝生緑化支援6箇所、駅前などに質の高い花壇を整備するおもてなし空間創造事業実施4団体等の取組に助成を行った結果、県内各地で緑化活動が促進され、緑化活動に対する住民参加の機運が高まり、地域の景観的な魅力が向上した。	A	29
街路整備課	(都)沼津南一色線及び(都)西間門新谷線の無電柱化工事を推進したことで、地域の景観的魅力の向上に寄与している。	A	30
公園緑地課	緑豊かで、安全・安心な都市環境の形成を図るためため、3市6公園への助成を行ったことで、 地域の景観的魅力(利便性・快適性)が高まった。	A	31
河川海岸整備課	瀬戸川保福島地区及び大井川梅高地区において、親水公園の整備に伴う基盤造成や園路整備 を実施し、良好な河川景観の形成を図った。	A	32
住まいづくり課 建築安全推進課 景観まちづくり課	空き家等対策市町連絡会議を4回、「特定空家等」の判定に係る実地研修会を1回開催する等、市町の空き家対策を支援した結果、新たに7市町で「空家等対策計画」が策定されるとともに、浜松市が2件目となる危険な空き家に対する略式代執行を実施し著しく景観を損なっている状態を解消した。	A	33
地域整備課	周辺の自然環境との調和を図るために調査・選定した地域由来の樹種を、工業団地全体で約81,000m2に約44,000本を植樹した。	A	34
企業立地推進課	市町に対し、工場立地法の運用に関して、景観美化に繋がる工場緑化や緑地の配置等のアドバイスを行った。 また産業見学会では、平成30年緑化優良工場等経済産業大臣表彰を受賞した㈱キャタラーの緑化の取り組みを視察し、県内外の企業に対し事例紹介を行った。	A	35
文化財保護課	次のような取組を通して、地域の歴史的な景観の保護につなげた。 平成30年7月17日、「名勝伊豆西南海岸保存管理連絡協議会」を開催し、文化財保護法に関する情報共有を図った。 平成31年3月6日、「特別名勝富士山及び史跡富士山保存管理連絡協議会」を開催し、文化財保護法に関する情報共有を図った。	A	36
文化財保護課	平成30年11月26日及び平成31年3月11日に文化財保護審議会を開催し、2件を県指定文化財とした。 保存·活用上修理が必要となるものは、文化財保存費等の補助を行い、経年劣化した外壁・屋根等を改修することで、歴史的景観の向上につなげた。	A	37

No	主要方策	事業・取組名	計画期間中(H29~R8)の 主な事業・取組予定	部局名
38	主要方策3 静岡の景観 を全ての 地域から 底上げする	重要文化的景観の選定支 援	文化財担当者研修等において保護制度等を説明する。 市町調査事業への助言・協力等を行う。	文化·観光部 交通基盤部
39		日本平・三保の松原県立自 然公園 公園計画の見直し	公園計画の見直しについて、環境調査結果を基に関係機関と 調整を行う。	くらし・環境部
40		環境影響評価法や静岡県 環境影響評価条例等に 基づく審査・指導	環境影響評価対象事業となる開発事業案件に対し、随時審査・指導を実施する。	くらし・環境部
41	主要方策4	林地開発許可制度の運用	林地開発許可の審査を通じて、良好な森林景観の維持に努める。	経済産業部
42	ありと あらゆる 機会して 景観り組む に取り組む	建築協定の認可促進	住民主導の潤いのあるまちなみを整備するため、市町への支援を行う	くらし・環境部
43		都市計画法の開発許可を 通じた景観形成の誘導	市町への助言を行う。 開発審査会を開催する。	交通基盤部
44		工場立地法の制度活用支 援	届出を所管する市町への情報提供、運用に対するアドバイス を行う。 工場緑化ガイドラインを更新し、事業者に優良な取り組みを紹 介する。	経済産業部
45		文化財保護法・条例に基づ く手続きの実施	保護制度等の周知事業を実施する。 許可手続き等を適切に履行する。	文化•観光部
46		農村の魅力フォトコンテスト の実施	農村景観等の魅力をPRし、保全活動の啓発を図る。	経済産業部
47	主要方策5 自続県と 自続県者 に景者 に景進める	「花の都しずおか」づくりの 推進	花や緑に関する講座やコンクールを開催する。	経済産業部
48		緑化優良工場等表彰の推 薦	県内で先進的な緑化や環境活動に取り組む工場を、経済産業 省等の表彰に推薦する。	経済産業部
49		調査研究成果等を踏まえた情報提供	調査研究成果等を基に、富士山世界遺産セミナーや企画展等を開催する。	文化•観光部
50		「水の都しずおか」の推進	県HPにより「水の都しずおか」に関する情報発信を行う。	くらし・環境部

担当課	平成30年度実績 (景観形成に寄与、景観形成上考慮した事項)	評価	No
文化財保護課 景観まちづくり課	平成30年4月27日、市町文化財行政担当職員を対象とした研修会において、重要文化的景観保護制度を説明し、重要文化的景観の選定に向け働きかけた。	A	38
自然保護課	自然公園区域の適切な管理を行うため、自然環境の状況を把握し、自然環境や景観保全のための区域変更の必要性を見直した。地権者や関係機関と調整の結果、変更手続きが完了した。	A	39
生活環境課	(仮称)御前崎リサイクルエネルギープラザ整備事業、志太広域事務組合新ごみ処理施設(仮称) クリーンセンター整備事業、(仮称)御前崎港バイオマス発電事業、一般国道414号伊豆縦貫自 動車道(伊豆市〜河津町)の各事業について、環境影響評価審査会における審査を踏まえた知 事意見を述べることを通じて事業が地域の景観に著しい影響を及ぼすことがないよう審査・指導 した。	A	40
森林保全課	民間事業者に対する林地開発許可に当たり、良好な森林景観を維持するため、法面の在来種 による緑化や、残置森林等の配置等を指導した。	A	41
建築安全推進課	良好な景観や住環境を保全する方法として建築協定制度があるため、県では市町建築行政担当者を対象とした研修会を開催し、建築協定制度等の説明を行うとともに、各市町に対して建築協定設置条例の制定を働きかけている。 平成30年度に建築協定設置条例を制定した市町及び建築協定認可地区はなかったが、平成31年3月末現在、全35市町のうち32市町が建築協定設置条例を制定し、建築協定認可地区は累計134地区となっている。	Α	42
土地対策課	市町が県開発審査会に付議する際に提出する図書(「事業概要書」)の記載事項「景観への配慮」に対して助言を行い、地域の良好な景観の形成に寄与した。 (開発審査会は6回開催)	A	43
企業立地推進課	市町に対し、工場立地法の運用に関して、景観美化に繋がる工場緑化や緑地の配置等のアドバイスを行った。	Α	44
文化財保護課	平成30年4月27日、市町の文化財行政担当職員を対象に研修会を実施し、文化財保護制度、 文化財保護法に基づく適正な手続き等について説明するとともに、文化財周辺環境についても 一体として保存・活用するよう促した。	A	45
農地保全課	県内外の幅広い世代に農山村景観保全の必要性を周知するため、民間店舗への募集チラシの配架や、学生への情報提供などにより、募集を行った。 その結果、800点を超える応募があり。その中から入賞作品41点を選出した。 県外からも多数の応募があり(特選は県外在住の方が受賞)、県外に対しても静岡県の農山村の魅力発信することができた。また、入賞作品を広報誌等に活用し、農山村景観の魅力を発信した。	A	46
農芸振興課	「ふじのくに花の都しずおか花緑コンクール」をきっかけとし、地域住民の花緑の利活用に対する意識や景観美化への意識が高まっている。 ・公共花壇や自宅庭園の手入れ、周辺道路のゴミ拾い等による景観美化。 ・参加住民の花緑に対する意識の高まり。 ・受賞者がマスコミ等の取材を受けた。	A	47
企業立地推進課	平成30年は景観美化に繋がる緑化や環境活動に取り組む県内4工場の推薦を行い、各賞を受賞した。 (経済産業大臣賞:㈱キャタラー、関東経済産業局長賞:ミネベアミツミ㈱浜松工場、日本緑化センター会長賞:㈱日立ハイテクサイエンス 小山事業所、日本緑化センター会長奨励賞:静岡製機㈱浅羽工場)	Α	48
富士山世界遺産課	富士山の景観は、「芸術の源泉」として数多の芸術作品の題材になり、「信仰の対象」として様々な信仰を生み出し日本人の心のよりどころになっている。そのような富士山の普遍的な価値を後世に守り伝えていくための調査研究を実施し、その成果を公開するため、平成30年度は、富士山の絵画や巡礼路などに係る企画展及び富士山の文学などに係る世界遺産セミナー等を開催した。	A	49
企画政策課	水環境の保全を呼び掛けるため、県HPにより「水の都しずおか」に関する情報発信を行い、水のある景観保全の意識の醸成を図った。	Α	50

No	主要方策	事業·取組名	計画期間中(H29~R8)の 主な事業・取組予定	部局名
51		県産材利用促進	県産材PRイベントへの出展及び、出展支援を行う。 webサイト「木使いネット」による情報発信を行う。 木工工作コンクールを実施している団体への補助及び知事 賞、部長賞の表彰を行う。	経済産業部
52		文化財クローズアップ	県内の文化財と気軽に触れ合える機会として講演会やシンポ ジウムを開催する。	文化•観光部
53		観光人材育成講座の開催	景観づくりに関する講座を、静岡文化芸術大学に委託して実施する「観光人材育成講座」の一部として実施する。(H29年度)	文化·観光部
54		総合的な学習の時間等をとおした実践	市町において、地域のひと、もの、こととの関わりを生かした総合的な学習の時間の実践を行う。	教育委員会
55		「地域学」推進事業	指定校(平成29年度、県立松崎高校等10校)において地域学の学習活動を推進する。 富士山や伊豆半島ジオパークにおいてフィールドワークを実施する。	教育委員会
56	主要方策5	しずおかアダプト・ロード・プ ログラム	快適な道路空間を創出するために、地域住民や企業などの道路清掃や美化活動を支援する。	交通基盤部
57	自立した持続性のある県民・	リバーフレンドシップ	地域住民や利用者等の清掃や除草等の河川美化活動を支援 する。	交通基盤部
58	事業者 に根ざした 景観形成 を進める	しずおかポートサポーター	地域住民等が行う港湾・漁港環境整備施設の美化や維持管理、係留施設等における簡易な目視による点検、港湾・漁港施設等を活用した環境学習や啓発活動等を支援する。	交通基盤部
59		ー社ー村しずおか運動 ふじのくに美農里プロジェク ト	取組活動組織、範囲の拡大を図る。	経済産業部
60		道路協力団体制度の活用	道路の維持管理や利便性向上につながる活動に積極的に取り組む民間団体等を、「道路協力団体制度」を活用し、支援する。	交通基盤部
61		日本風景街道の取組促進	国や関係市町との連携を密にした、地域主体の活動に参加し、広報などの側面支援を実施する。	交通基盤部
62		河川海岸愛護団体等活動事業(補助金)	引き続き、県内の市町に対し、河川海岸愛護事業費補助金の交付を行う。	交通基盤部
63		沼津港みなとまちづくり推 進計画への取組	平成29年度まで、官民の関係者が参加する沼津港まちづくり会議及びプロデュースチームのワークショップにおいて、取組み内容を纏め整備方針に反映させる。 それ以降、機能再編として物流機能の移転、緑地整備、施設整備を進めていく。	交通基盤部

担当課	平成30年度実績 (景観形成に寄与、景観形成上考慮した事項)	評価	No
林業振興課	以下のような取組を通じて、地域の産業の活性化につなげた。 ・関係団体への補助等により、県産材をPRするイベントへの出展支援、木工工作コンクールの実施支援、知事賞・部長賞の表彰を行い、木材を利用したまちづくりに関する意識を高めた。 ・webサイト「木使いネット」による情報発信を行った。	A	51
文化財保護課	平成30年10月14日、島田市民総合施設プラザおおるりで開催した文化財クローズアップ「川越遺跡と大井川」には、総計147人の参加があり、歴史的なまち並みに対する理解を深めることができた。	A	52
大学課	-	H29完	53
義務教育課	景観まちづくり学習協力校に指定された御殿場市立原里小学校では、6年生の児童が総合的な学習の時間を使って、「どうしたら美しい富士山の風景を守れるか」をテーマに、調べ、発表し合う活動をとおして、自分たちがまちの環境を大切にするための行動を考え、郷土愛を高めた。また、平成31年3月に「景観まちづくり学習の手引き(案)」を策定した。今後、他の協力校において、これを活用した実践を行い、よりよい取組方法等を検討していく。	A	54
高校教育課	以下の取組を通して、地域に対する生徒の関心を高めた。 ・指定校(平成30年度、県立松崎高校等10校)において地域学の学習活動を推進した。 ・指定校の取組をリーフレットとして全公立高校に配布した。 ・伊豆半島ジオパークにおいてフィールドワークを実施した。(参加者101人)	A	55
道路保全課	快適な道路空間を創出するために、地域住民や企業等の道路清掃や美化活動を支援した。	A	56
河川企画課 河川海岸整備課	26団体と新たに同意書を締結して、河川美化活動を支援することにより、河川の景観保全を図った。	A	57
港湾企画課	各認定団体の活動に必要な道具等の支給や活動に対する保険加入の負担を行っている。 団体には、清掃作業や植栽の手入れなどを通じて、美しい景観の維持に努めていただき、港を 訪れる人々に快適な空間を提供している。	A	58
農地保全課 農地整備課	【一社一村しずおか運動】 新たに1の活動を認定し、平成30年度末時点で33の農山村地域と37の企業により40の活動が認定。 一社一村しずおか運動による農山村景観保全に関わる取組等を紹介する広報誌を2回発行し、 県民に周知を図った。 【ふじのくに美農里プロジェクト】 活動組織数が、H29年度末では232、H30年度末では235である。 また、保全管理する面積は、H29年度末では15,135ha、H30年度末では15,202haであり、地域の 農山村景観保全に関わる取組が拡大している。	A	59
道路企画課 道路保全課	県内では、国が管理する国道139号(ぐるり富士山風景街道)において、富士山朝霧高原景観管理協議会が道路協力団体として指定されている。 本制度を活用し、道路空間の修景や除草など良好な道路景観を維持するための活動を支援した。	A	60
道路企画課	ワークショップや道路環境美化活動など地域主体の活動に参加し、地域の景観的な魅力を高めた。	A	61
河川砂防管理課	県内31市町に対し河川海岸愛護事業費補助金の交付を行い、河川海岸の美化活動を援助する ことにより、河川海岸の景観保全を図った。	A	62
港湾企画課	平成30年度から新たな観光バスの乗降ルールを運用する内港北側については、乗降場に配慮した多目的広場の設計を行った。 設計では、美しい景観と港らしい風情とが調和した「高質な水辺空間」を目指している。	A	63

部局名	文化・観光部
担当課	富士山世界遺産課

No. 1 事業・取組名 定点観測地点からの展望景観の観察

(1) 事業・取組の概要

世界遺産「富士山」の顕著な普遍的価値を表す資産の範囲を確実に保護するため、地元市町による県内 11 箇所における定点観測により、視界に入り込む阻害要因について把握する。

(2) 平成30年度の実績・成果

定点観測地点からの展望景観に係る阻害要因は確認されず、その内容は、平成29年 度経過観察指標に係る年次報告書として平成31年3月開催の富士山世界文化遺産協議 会において承認された。

(3) 実績・成果における要因分析

文化財保護法や自然公園法等による各種規制や市町の景観条例等による開発の規模・位置に対する制御に効果のある行政手続の充実により、良好な展望景観が保たれている。

(4) 今後の予定

今後も引き続き経過観察を実施することで、展望景観の阻害要因を早期に把握し、負の影響を未然に防止する。



部局名	文化・観光部
担当課	観光政策課

No. 6 事業・取組名 日本平山頂シンボル施設の整備

(1) 事業・取組の概要

文化財保護法、県立自然公園条例及び静岡市景観条例に沿って眺望施設を整備する。

(2) 平成30年度の実績・成果

平成30年11月3日に、「日本平夢テラス」という愛称で開館した。平成30年度末時点で、年間目標(30万人)を大きく上回る64万人に御来館いただいている。

(3) 実績・成果における要因分析

日本平が独立丘陵であり、四囲八方を眺望できる特性から八角形とし、主構造を鉄骨構造、意匠材として木材を多用することで、自然と融和した柔らかな印象を与える建築物となった。

屋根は主となる眺望方向(富士山方向)を折り上げ形状とすることで、3階からの眺望の視野を開放し、効果的に眺望を観賞できる施設となった。

(4) 今後の予定

引き続き、静岡市と連携し、優れた景観の維持や来館者の満足度向上に努めていく。



部局名	危機管理部
担当課	危機政策課

No. 11 事業・取組名 | 津波避難誘導標識の設置

(1) 事業・取組の概要

静岡県津波避難標識指針による統一規格に基づく分かりやすい標識の設置を推進する。

(2) 平成30年度の実績・成果

静岡県津波避難標識指針において、市町が整備する津波避難誘導標識の図記号や色、 レイアウト等を統一するよう促している。

これにより、平成30年度に市町が整備した498基の津波避難標識のうち497基が本 指針に準拠したものとなった。津波避難誘導上の効果に加え、沿岸部の統一した景観 形成に寄与している。

(3) 実績・成果における要因分析

平成 29 年度は 539 基のうち 487 基が指針に準拠したものであったため、市町に対し 指針に基づく標識設置をはたらきかけた成果が得られた。

また、指針に準拠していない(498 基のうち)1 基については、住民の避難意識向上のために目立つ工夫をしたものであり、景観への影響は軽微である。

(4) 今後の予定

引き続き、指針に基づく統一規格による標識の設置を、市町にはたらきかける。

(5) 平成30年度の標識設置事例(下田市内)







下田中学校の事例

※上記標識は、夜間避難時の視認性を確保するために、蓄光機能を備えている。

部局名	企業局
担当課	地域整備課

No. 34 事業・取組名 富士山麓フロンティアパーク 小山造成事業

(1)事業・取組の概要

「富士山を借景にした森に佇む工業団地」をコンセプトに富士山の眺望確保や周辺環境との調和に配慮した工業用地を整備する。

(2) 平成30年度の実績・成果

新たに整備する約81,000m2の緑地帯に地域由来の樹種約44,000本を植栽し、周辺環境との調和を図った。このうち、約3,600m2に宮脇方式(土地本来の複数の樹種を、自然林に近い高密度に植樹することにより、早期に森が再生される、防災に強い植樹方法)を取り入れた植栽を行った。

(3) 実績・成果における要因分析

地元との協働でアカガシなど地域由来の苗木を2年間かけて育苗し、平成30年5月には地元小学生137名が参加して宮脇方式による植栽を行うなど、地域から親しまれる工業団地となった。また、分譲した5社全て県外企業で、うち1社は外国企業であり、富士山の眺望が魅力といえる。

(4) 今後の予定

今後も、地域から親しまれるよう、景観や環境に配慮した工業団地等の整備に取り 組んでいく。



3 その他の事業・取組

行動計画は、景観形成を推進する上で、進捗管理が求められる主な事業・取組で 構成されていますが、景観形成につながる事業・取組は多岐にわたります。

そこで、<u>行動計画に位置付けられている事業・取組以外で</u>、景観形成に関連する 各部局の事業・取組 **を示します。

No.	事業・取組名	部局名	担当課
1	静岡県庁東館外壁・屋上防水改修工事	経営管理部	管財課
2	草花による本庁舎美化の推進	経営管理部	管財課
3	「静岡県文化財保存活用大綱」の策定	文化·観光部	文化財課
4	地域複合施設ひより整備事業	健康福祉部	介護保険課
5	景観に配慮した公共電柱広告について	警察本部	交通企画課

[※]令和元年度に実施中の事業・取組も含みます。

部局名	経営管理部
担当課	管財課

事業・取組名|静岡県庁東館外壁・屋上防水改修工事

1 要旨

東館は昭和45年竣工、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物である。平成元年の外壁 全面改修後30年が経過し、劣化が激しい外壁および漏水が発生している屋上防水の 改修工事を実施する。

2 概要

(1) 建物概要

構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
階数	地上16階、地下1階
面積	建築面積:1,581.57 ㎡ 延床面積:25,158.70 ㎡

(2) 工事内容

・外壁劣化部の補修・塗装、屋上防水工事、屋根塗装工事 他

3 色彩に関する検討

(1) 色彩の考え方

既存の色を参考とし、県庁舎全体の調和を図り、静岡市景観計画に適合した色彩 となるよう検討を行った。

- (2) 専門家による景観検討
 - ア 日時 平成30年11月6日(火)13:30~
 - イ 招聘委員 吉田 愼悟委員(静岡県景観懇話会公共空間高質化専門部会委員)
 - ウ 委員からの主な意見

東館はコンクリートの構造体をそのまま表しているので、既存の緑がかっている外壁色よりも、コンクリートそのものの色彩の方が自然で景観に馴染むと考える。

(3) 外観写真





部局名	経営管理部
担当課	管財課

事業・取組名 草花による本庁舎美化の推進

1 本館窓辺の草花設置事業

親しみ易い県庁とするとともに、環境美化・緑化運動の啓発を図るため、平成7年1月4日から本館正面窓辺等に草花を設置している。

- (1) 草花の設置箇所とプランター設置数 本館 2 ~ 4 階の窓 (80 窓)、本館正面玄関等 (1 回あたり 160 鉢)。
- (2) 草花の供給元 農林大学校及び県下農業高校(11 校)に栽培を依頼し、これを購入する。
- (3) 草花の日常管理

潅水等日常の管理は、原則として当該窓辺の各課職員が行う。ただし、閉庁日 については、業者に業務委託している。





2 本館正面玄関でのプランター設置

平成18年11月から福祉施設が栽培した花を本館前に設置している。

- (1) 花プランターの設置数と設置箇所 各福祉施設から30鉢購入し、本館正面玄関前へ設置している。
- (2) 花プランターの供給元 県内福祉施設(8施設)に栽培を依頼し、これを購入する。





部局名	文化·観光部
担当課	文化財課

事業・取組名 「静岡県文化財保存活用大綱」の策定

- ○文化財保護法の改正により(平成 31 年 4 月 1 日施行)、各都道府県は地域の文化財の保存・活用の総合的な施策である「文化財保存活用大綱」を、市町村は都道府県の策定する大綱を勘案して「文化財保存活用地域計画」を策定することができることとなった。
- ○本県では、令和元年度内に「静岡県文化財保存活用大綱」を策定する予定である。
- ○「静岡県文化財保存活用大綱」を策定することで、次年度以降における各市町での「文化財保存活用地域計画」策定を促進し、地域に根ざした文化財の次世代への継承を図るとともに、文化財を核とした良好な景観形成を促す。

部局名	健康福祉部
担当課	介護保険課

事業・取組名 地域複合施設ひより整備事業

地域複合施設ひよりは、介護保険法に規定される地域密着型介護老人福祉施設及び 看護小規模多機能型居宅介護事業所の合築施設である。

介護サービス提供体制整備促進事業費補助金を活用し、(福) ふららが平成 29 年度 に整備を行った。

1 施設概要

· // // // // // // // // // // // // //	~
区分	概 要
所 在 地	富士宮市山宮 2051-1
開設日	平成30年4月1日
入所定員	地域密着型介護老人福祉施設 29 人 看護小規模多機能居宅介護事業所 9 人(宿泊定員)



2 景観に関連する取組

(1) 建物デザインの基本的な考え方

当建築物は富士山の裾野の緩やかな傾斜地に位置し、富士山を背景に、緑に囲まれた立地にある。

周囲の環境との調和を図るため、平屋建ての緩やかな勾配の片流れ屋根とし、 外装については腰部を茶系の木調デザインの板材とし、全体をアイボリー系でま とめた。また、屋根の色調は周囲に溶け込むようにグリーン系を採用した。

(2) 施設外観



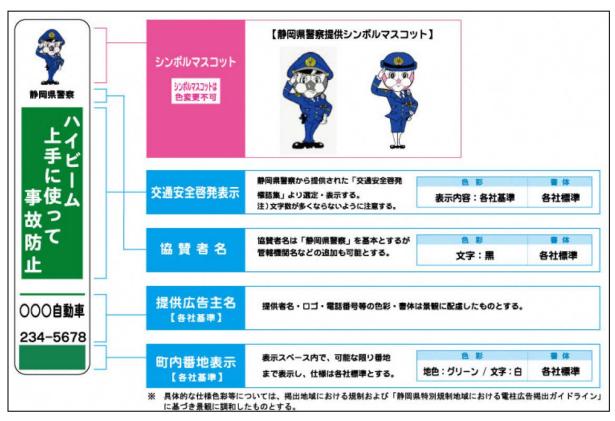


部局名	警察本部
担当課	交通部交通企画課

事業・取組名 | 景観に配慮した公共電柱広告について

県民の交通安全や防犯に対する意識を高めるため、電柱広告を利用して情報発信を行っている。

電柱広告は県屋外広告物条例の許可基準に適合させるとともに、電柱広告が景観を構成している要素の一つであることから、(公財)静岡県屋外広告協会及び交通基盤部景観まちづくり課と連携して、「静岡県における交通安全啓発電柱広告ガイドライン」及び「生活安全啓発電柱広告ガイドライン」を作成し、掲出する地域の景観に調和した色彩・デザインとした。







4 新たに追加する事業・取組

東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催に向けて、伊豆半島において、違反 広告物に対し徹底した是正指導を行っている。

伊豆半島から始めたこの取組を、県内全市町に拡大し、県及び市町が連携協力して、美しい景観づくりを進めることで、本県の目指す姿である「ふじのくに回遊式庭園」の実現を目指すため、行動計画に新たな取組を追加する。

行動計画(A)新規

No.	事業・取組名	部局名	担当課
1	県内全市町で取り組む屋外広告物対策	交通基盤部	景観まちづくり課

			番	号	新規		
事業・取組名	県内全市町で取り組む屋外広告物対策						
主要方策	広域景観形成をさらに加速させる	国内外に誇れ	る高質な公共空間を形成する				
方策の展開	全広域景観 屋外広告物			正な	規制・誘導		
取組項目	□基本方針 □研究・検討 ■規制・誘導 ■普及・啓発 □事業における景観形成の推進 □その他						
部 局 名	交通基盤部	担当課	景観。	まち	づくり課		
概要	東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催に向けて、伊豆半島において、違反広告物に対し徹底した是正指導を行っている。 伊豆半島から始めたこの取組を、県内全市町に拡大し、県及び市町が連携協力して、美しい景観づくりを進めることで、本県の目指す姿である「ふじのくに回遊式庭園」の実現を目指す。						

景観形成に関する配慮事項、進め方

- 伊豆半島の幹線道路沿いで、景観への影響が特に大きい「野立て看板」(案内図板、一般広告)に対し、徹底した是正指導を行っている。
- この取組を、自転車競技ロードレースコース沿線(御殿場市、裾野市、小山町)、その他の県内市町に拡大する。
- 関係する景観協議会において、是正指導の進捗管理を行う。
- 各地域の進捗状況を随時公表し、屋外広告物対策の周知を図る。
- 是正指導や現況調査を実施し、良好な景観形成を推進する。

事業・取組のスケジュール							
項目	短期				中期	長期	
	H29	H30	R 1	R 2	R 3	(R4~R8)	(R9以降)
違反広告物の是正指導	(野立て看	! E)				
伊豆半島	<u></u>		(X)	東京五輪			
県内全市町				五		引き続き実施	
(ロードレースコース沿線含む)			^	71111			
違反広告物の現況調査	(伊豆半月	島) ()	大井川、	兵名湖等)			
調査結果の活用	<u> </u>	(市町へ情	青報提供 、	データ活 ,	用検討、	修景伐等)	
	_		,				

ふじのくに景観形成計画進捗状況評価レポート

静岡県景観づくり推進本部 (事務局 静岡県交通基盤部都市局景観まちづくり課) 〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9-6

TEL 054-221-3490 FAX 054-221-3493 E-MAIL keikan-machi@pref.shizuoka.lg.jp